# 富田林市子ども・子育て支援事業計画

# (素案)

平成 26 年 10 月会議資料 富田林市

# 目次

| 第 1 | 章 計画の背景と策定趣旨1                 |
|-----|-------------------------------|
| 1   | 計画策定の背景1                      |
|     | ①国全体の次世代育成対策1                 |
|     | ②富田林市の次世代育成支援2                |
|     | ③次世代育成支援対策推進法等の一部改正 2         |
| 2   | 計画策定の趣旨3                      |
| 3   | 計画の法的根拠、位置づけ4                 |
|     | ①計画の法的根拠4                     |
|     | ②本市における本計画の位置づけ4              |
| 4   | 計画策定の時期及び計画期間5                |
| 5   | 計画の策定体制6                      |
|     | ①子ども・子育て会議の設置6                |
|     | ②アンケート(就学前児童の保護者、小学生の保護者)の実施6 |
| 6   | 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要7          |
|     | ①新制度の目的7                      |
|     | ②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要7      |
|     | ③市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項        |
|     |                               |
| 第2  | 章 子どもと子育て家庭に関する動向9            |
| 1   | 人口、児童数に関する動向9                 |
|     | ①総人口                          |
|     | ②出生数                          |
|     | ③婚姻件数、離婚件数、未婚率11              |
|     | ④子どもの人数12                     |
|     | ⑤乳幼児・児童数の推計13                 |
| 2   | 世帯・就労に関する動向14                 |
|     | ①子どものいる世帯14                   |
|     | ②ひとり親世帯、生活保護世帯18              |
|     | ③子育て家庭の就労状況19                 |
| 3   | 子育て支援に関するサービスなどの利用状況22        |
|     | ①教育・保育の利用状況22                 |
|     | ②保育の利用状況23                    |
|     | ③幼稚園の利用状況24                   |
|     | ④子育て支援事業の利用状況                 |
|     | ⑤子育ての経済的負担の軽減                 |
|     | ⑥小学校児童数、学童クラブの状況 27           |

| 第: | 3 章 子ども・子育て支援事業計画  | 29 |
|----|--|----|
| 1  | 子どもの育ちと子育て支援の基本理念  | 29 |
| 方  | <b>拖策体系</b>  | 30 |
| 2  | 教育・保育提供区域の設定   | 32 |
|    | ①教育・保育提供区域の定義  | 32 |
|    | ②教育・保育提供区域の設定  | 33 |
| 3  | 教育・保育ニーズ量の見込みと提供体制・提供量   | 34 |
|    | ①教育・保育ニーズ量(1~3 号認定)の見込み  | 34 |
|    | ②教育・保育ニーズ量 (1~3 号認定) に対するサービスの提供量と提供体制                                       | 37 |
|    | ③本市の地域型保育事業認可に係る需給調整の考え方   | 39 |
| 4  | 教育・保育の一体的提供及び円滑な利用の促進  | 40 |
|    | ①教育・保育の一体的提供の推進  | 40 |
|    | ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保   | 41 |
|    | ③幼児期の学校教育・保育の質の確保  | 41 |
| 5  | 地域子ども子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量   | 42 |
|    | ①利用者支援事業   | 42 |
|    | ②地域子育て支援拠点事業   |    |
|    | ③妊婦健康診査  | 44 |
|    | ④乳児家庭全戸訪問事業  |    |
|    | ⑤養育支援訪問事業  |    |
|    | ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)  |    |
|    | ⑦子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)  |    |
|    | ⑧一時預かり事業   |    |
|    | ⑨延長保育事業  | 52 |
|    | ⑩病児保育事業(病児・病後児保育)  |    |
|    | ⑪放課後児童健全育成事業(学童クラブ)  |    |
|    | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業  |    |
|    | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業  |    |
| 6  | 5 子どもに関する専門的な支援の充実   |    |
|    | ①児童虐待防止対策の充実   |    |
|    | ②障がい児施策の充実   |    |
|    | ③母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進  |    |
|    | ④仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備   | 64 |
| 第4 | 4 章 次世代育成の推進   |    |
| 1  | 1 C 0 9 7 (E ( E C E 1 1 1 1 E C E 1 1 1 E C E 1 1 1 E C E E 1 1 E C E E E E |    |
| 2  |  |    |
|    | ①健やかな妊娠・出産への支援   |    |
|    | ②子どもと母親の健康確保   |    |
|    | ③食育の推進   | 70 |

|    | ④小児医療の充実70           |
|----|----------------------|
|    | ⑤乳幼児期の事故防止70         |
| 3  | 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実71 |
|    | ①幼児・児童教育の充実71        |
|    | ②放課後対策、青少年期の健全育成72   |
| 4  | 子ども・子育て支援を支える体制の強化74 |
|    | ①情報の提供74             |
|    | ②子育てに関する相談体制75       |
|    | ③外国人家庭等への支援76        |
|    | ④経済的な負担の軽減76         |
|    | ⑤子育て支援のネットワーク77      |
| 5  | 子どもに安全で安心なまちづくりの推進78 |
|    | ①快適な生活環境の確保78        |
|    | ②安全・安心なまちづくりの推進79    |
|    |                      |
| 第: | 5 章 計画の推進80          |
| 1  | F1 = - 1 =           |
| 2  | 計画の点検・評価・改善80        |

# 第1章 計画の背景と策定趣旨

# 1 計画策定の背景

#### ①国全体の次世代育成対策

- ○平成元年の「1.57ショック(注¹)」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。
- ○平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されました。しかし、少子化の流れが変わることはありませんでした。
- ○それまでの少子化対策は、いわば、子どもを生み育てる側の視点に立った取り組みでした。 しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現 される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事 と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。
- ○新しい考え方に沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が公表され、続いて、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。
- ○さらに、平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることになりました。

 $<sup>\</sup>dot{z}^1$  1 人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の 1966 年 (丙午(ひのえうま))を下回る史上最低(当時)となったことを指す。

#### ②富田林市の次世代育成支援

- ○平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県、市町村及び一定規模の事業主に次世代育成支援対策推進行動計画の策定が義務づけられました。(計画は、次世代育成支援対策推進法の10年間(平成17~26年度)を前期5年、後期5年で区分して策定)
- ○この法律に基づき、富田林市(以下「本市」という。)では、前期5年間(平成17~21年度)の次世代育成支援行動計画を策定しました。さらに、平成21年度に、前期5年間の達成度を踏まえて、後期5年間(平成22~26年度)の後期計画(以下、次世代後期計画という。)を策定し、次世代育成支援策を推進してきました。
- ○さらに、次世代後期計画の着実な推進とともに、今後も予想される少子化に対応するため、 近年は次のような取り組みも進めてきました。

|          | • 公立保育所の役割を中心に市全体の保育体制の再構築を提言した「富田林市立    |
|----------|--|
| 平成 20 年度 | 保育所のあり方について提言書」のとりまとめ                    |
|          | • 学童クラブの有料化にあわせて、利用時間を19時まで延長            |
| 平成 21 年度 | • 年度末で市立東条幼稚園を休園                         |
| 平成 22 年度 | • 提言書を踏まえて「富田林市立保育所民営化基本方針」を策定           |
| 平成 24 年度 | • 市立みどり保育園を民営化(その後、第三者組織による評価・検証を実施)     |
| 平成 24 平皮 | • 保育所保育士による、子育て家庭と妊産婦の戸別訪問事業を全市的に展開      |
|          | • 待機児童解消のために新たな民間保育所を整備する方針を決定           |
| 平成 25 年度 | 子育てガイドブックのリニューアル、子育て支援情報 Facebook ページの開設 |
|          | ● 年度末で市立板持幼稚園を休園                         |

#### ③次世代育成支援対策推進法等の一部改正

- ○次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から26年度までの10年間の時限法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。
- 〇こうした状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限 を平成36年度末まで10年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込 んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。
- ○また、改正推進法と同時に、母子寡婦法(母子及び寡婦福祉法)、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら3つの改正法は平成26年4月に公布されました。

# 2 計画策定の趣旨

- ○新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。これに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、改正推進法に基づき、法定計画(策定は義務)から各自治体の努力規定(策定は任意)に変更されました。
- ○こうした法制度の動向を踏まえ、本市では、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実を目指し、子ども・子育て支援 法に規定されている「富田林市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。) を策定します。
- ○また、子ども・子育て支援法には規定されておらず、かつ、本市の子ども・子育て支援に 必要な施策については、改正次世代育成支援行動計画の趣旨に基づく施策として、本計画 に含めます。

#### (参考) 子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育 て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

- ◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。
- ◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

(内閣府「基本指針(案)」の要約)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てし やすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業 主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対す る支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。 (厚生労働省資料)

# 3 計画の法的根拠、位置づけ

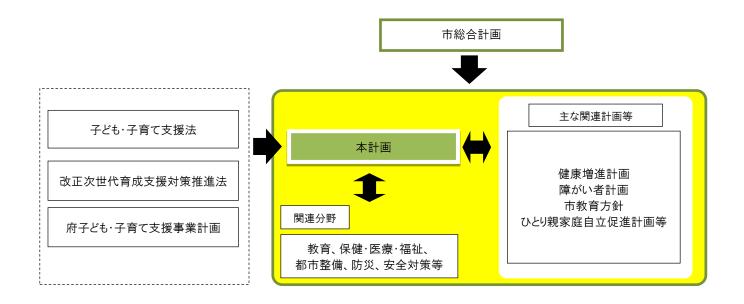
#### ①計画の法的根拠

- ○本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業 計画」に該当するものです。
- ○また、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画(次世代育成支援行動計画)」を包含します。



#### ②本市における本計画の位置づけ

○本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、大阪府子ども・子育て支援 事業計画、本市の総合計画や関連計画、関連分野との整合並びに連動を図ります。



# 4 計画策定の時期及び計画期間

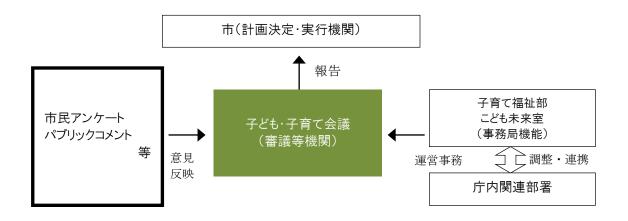
- ○本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
- ○計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期 5 年間の計画を策定します。



# 5 計画の策定体制

#### ①子ども・子育て会議の設置

○本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「富田林市子 ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、計画内容、事業運 営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



#### ②アンケート(就学前児童の保護者、小学生の保護者)の実施

- ○本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握する アンケートを実施しました。
  - ア 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量 を推計する基礎データを得ること(以下「ニーズ調査」という。)。
  - イ 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

| 項目       | 区分                                   | 配付数      | 回収数      | 回収率    |  |  |
|----------|--------------------------------------|----------|----------|--------|--|--|
| 調査対象     | 就学前児童                                | 2, 750 票 | 1, 247 票 | 45. 4% |  |  |
| 調宜刈家     | 小学生 1,000 票 589 票                    |          |          | 58. 9% |  |  |
| 対象者の抽出方法 | 住民基本台帳からの無作為抽出                       |          |          |        |  |  |
| 調査期間     | 平成 25 年 10 月 24 日 ~ 平成 25 年 11 月 6 日 |          |          |        |  |  |
| 調査方法     | 郵送による配付・回収(小学生は学校を通じて配付)             |          |          |        |  |  |

# 6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

#### ①新制度の目的

- ○本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律(子ども・子育て関連3法(平成24年8月22日公布))に基づく新たな制度であり、平成27年度(平成27年4月)から施行されます。
  - 子ども・子育て支援法
  - 認定こども園法の一部改正法
  - 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正)



#### ②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

○市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

#### ■子ども・子育て支援給付(3つの給付)

| 種類            | 対象事業                       |
|---------------|----------------------------|
| (ア)施設型給付(※)   | 幼稚園、保育所、認定こども園             |
| (イ)地域型保育給付(※) | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育 |
| (ウ)児童手当       | _                          |

※ (ア) 施設型給付、(イ) 地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法 19条)

#### (認定区分)

| 区分   | 年齢   | 保育の必要性    | 主な利用施設           |  |  |
|------|------|-----------|------------------|--|--|
| 1号認定 | 3~5歳 | なし(学校教育)  | 幼稚園              |  |  |
| 2号認定 | 3~5歳 | あり (保育認定) | 保育所、認定こども園       |  |  |
| 3号認定 | 0~2歳 | あり (保育認定) | 保育所、認定こども園、地域型保育 |  |  |

#### ■地域子ども・子育て支援事業(13事業)

| 1        | 利用者支援事業           | 8  | 一時預かり事業          |
|----------|-------------------|----|------------------|
| 2        | 地域子育て支援拠点事業       | 9  | 延長保育事業           |
| 3        | 妊婦健康診査            | 10 | 病児保育事業           |
| 4        | 乳児家庭全戸訪問事業        |    | (病児・病後児保育)       |
| <b>⑤</b> | 養育支援訪問事業          | 1  | 放課後児童健全育成事業      |
| 6        | 子育て短期支援事業         |    | (学童クラブ)          |
| 7        | 子育て援助活動支援事業       | 12 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
|          | (ファミリー・サポート・センター) | 13 | 多様な主体が本制度に参入すること |
|          |                   |    | を促進するための事業       |

#### ③市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

- ○事業計画に定める事項は、「必須記載事項」と「任意記載事項」があります。(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)
- ○本計画では、「必須記載事項」と「任意記載事項」ともに定めるものとします。

| 項目                                 | 内容  |
|------------------------------------|---|
| 市町村子ども・子育て支援事業計画                   | 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基                                    |
| の理念等                               | 本理念、目的等を記載すること。   |
| 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間                | 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間(五年間)を定し                                   |
| の期間市町村子ども・子育て支援事業計画                | めること。<br>市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定める                           |
| の作成の時期                             | こと。   |
| 教育・保育提供区域の設定                       | 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育                                    |
|                                    | 提供区域の状況等を定めること。   |
| 各年度における教育・保育の量の見                   | 一 各年度における教育・保育の量の見込み  |
| 込み並びに実施しようとする教                     | 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域に                                     |
| 育・保育の提供体制の確保の内容及                   | ついて、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み(満三歳                                    |
| びその実施時期                            | 未満の子どもについては保育利用率を含む。)を定め、そ<br>の算定に当たっての考え方を示すこと。              |
|                                    | の鼻だにヨたらくの考え力を示すこと。<br>  二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及           |
|                                    | びその実施時期   |
|                                    | 認定区分ごと及び特定教育・保育施設(特定教育・保育                                     |
|                                    | 施設に該当しない幼稚園を含む)又は特定地域型保保育事                                    |
|                                    | 業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を                                    |
| ▲ 各年度における地域子ども・子育て                 | 定めること。<br>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み                               |
| 支援事業の量の見込み並びに実施                    | 一 地域子とも・子育で文族事業の重の見込み<br>  各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域に          |
| しようとする地域子ども・子育て支                   | ついて、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見                                    |
| 援事業の提供体制の確保の内容及                    | 込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。                                     |
| びその実施時期                            | 二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体                                   |
|                                    | 制の確保の内容及びその実施時期   |
|                                    | 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確                                     |
| <br>子ども・子育て支援給付に係る教                | 保の内容及びその実施時期を定めること。<br>認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、             |
| 育・保育の一体的提供及び当該教                    | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の                                   |
| 育・保育の推進に関する体制の確保                   | 必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域におけ                                   |
| の内容                                | る教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに                                   |
|                                    | 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進                                   |
| <b>文</b> なの仏楽サップ大同仏楽なり。いし          | 方策を定めること。   |
| 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利    | 育児休業満了時(原則一歳到達時) からの特定教育・保<br>育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、     |
| 用の確保に関する事項                         | 育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが                                    |
| 713 - HERVIN - 123 / W 1 - X       | 重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期                                   |
|                                    | 間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保                                   |
|                                    | 育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村                                   |
| 7 101 )+ HL1- 7 + DL1- 1           | の実情に応じた施策を定めること。  |
| 子どもに関する専門的な知識及び<br>技術を要する支援に関する都道府 | 児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施         |
| 操が行う施策との連携に関する事                    | 援の推進、障害兄旭東の光美寺について、都追府県か付り旭  <br>  策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策 |
| 項                                  | を定めること。   |
| 労働者の職業生活と家庭生活との                    | 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕                                     |
| 両立が図られるようにするために                    | 事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実                                   |
| 必要な雇用環境の整備に関する施                    | 情に応じた施策を定めること。  |
| 策との連携に関する事項                        | 友に広げないようとの ファット原本地コーニット                                       |
| 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の長齢及び認便       | 各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成                                    |
| の達成状況の点検及び評価                       | 状況を点検及び評価する方法等を定めること。   |

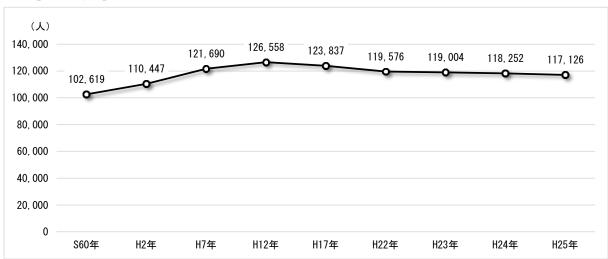
# 第2章 子どもと子育て家庭に関する動向

# 1 人口、児童数に関する動向

#### ①総人口

- ○本市の人口は、平成12年をピークとして、近年は緩やかに減少しています。
- ○平成 23~25 年にかけては、毎年 500~1,000 人ずつ減少しています。

#### 【人口の推移】単位:人

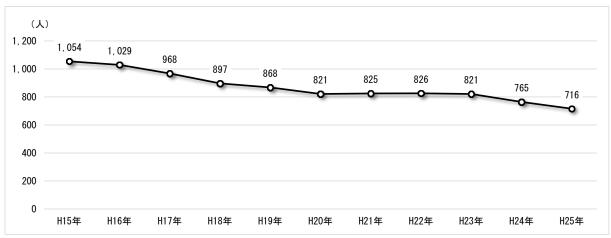


(昭和60年~平成22年は国勢調査。平成23~25年は各10月1日現在の住民基本台帳)

#### ②出生数

- ○本市の出生数推移をみると、平成 16 年まで年間 1,000 人を超えていた出生数は、その後、 緩やかに減少してきました。
- 〇平成  $18\sim23$  年は年間 800 人台で推移しましたが、平成 24 年には年間 700 人台となり、再び減少しています。

#### 【年間出生数の推移】単位:人

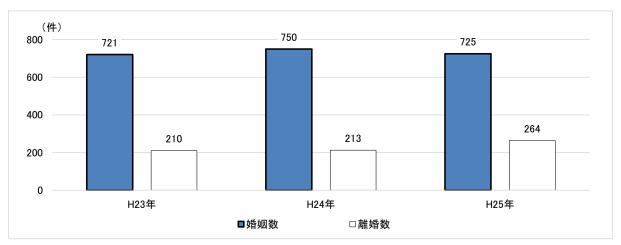


(市民窓口課 各年4月1日~翌3月31日)

#### ③婚姻件数、離婚件数、未婚率

- ○本市の婚姻件数は、平成23~25年は年間700件程度で、ほぼ横ばいです。
- ○離婚件数は、平成23~24年は年間200件程度で、平成25年はやや増えています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】単位:件



(注)本市在住者が婚姻・離婚した数。例えば、本市在住者同士であれば2件でカウント。 (市民窓口課 各年4月1日~翌3月31日)

- ○未婚率は、年齢が上がるのに伴い低下し、いずれの年齢層においても、女性よりも男性の 方が高くなっています。
- ○全国及び大阪府と比較すると、20~34歳の未婚率が男女とも、国及び府より、若干、高くなっています。

【未婚率の比較】単位:%

|      | 20~24 歳 |        | 25~29 歳 |        | 30~34 歳 |        | 35~39 歳 |        |
|------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|      | 男       | 女      | 男       | 女      | 男       | 女      | 男       | 女      |
| 富田林市 | 94. 09  | 92. 08 | 75. 01  | 65. 86 | 48. 14  | 38. 86 | 33. 37  | 24. 62 |
| 全国   | 94. 02  | 89. 64 | 71. 76  | 60. 33 | 47. 32  | 34. 52 | 35. 62  | 23. 08 |
| 大阪府  | 94. 00  | 90. 22 | 72. 28  | 63. 70 | 47. 42  | 37. 86 | 35. 74  | 25. 93 |

(平成 22 年国勢調査)

#### 4子どもの人数

- ○子ども(児童福祉法で定める 18 歳未満)の人口は、平成 21~26 年の間で 2,951 人(13.7%) の減少となっています。
- 〇そのうち、 $0\sim5$  歳 (就学前) が 504 人 (9.2%)、 $6\sim11$  歳 (就学年齢) が 1,512 人 (20.3%)、 $12\sim17$  歳 (中学生以上) は 935 人 (10.8%) の減少となっています。
- ○15 歳~64 歳のいわゆる生産年齢人口のうち、15~39 歳で 14.5%減少、40~64 歳で 3.5%減少している状況を考えると、大学進学や就職、結婚などを機会に転出するケースが考えられます。

#### 【富田林市の人口推移】単位:人

|          | H21 年   | H22 年   | H23 年   | H24 年   | H25 年   | H26 年   | 増減 H26-I | H21 (率) |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|
| 0 歳      | 799     | 810     | 809     | 822     | 763     | 708     | △91      | △11.4%  |
| 1 歳      | 869     | 820     | 861     | 854     | 863     | 810     | △59      | △6.8%   |
| 2 歳      | 888     | 877     | 809     | 870     | 860     | 857     | △31      | △3.5%   |
| 3歳       | 948     | 886     | 886     | 823     | 886     | 862     | △86      | △9. 1%  |
| 4 歳      | 970     | 949     | 874     | 918     | 823     | 882     | △88      | △9. 1%  |
| 5 歳      | 982     | 968     | 948     | 892     | 927     | 833     | △149     | △15. 2% |
| 小計       | 5, 456  | 5, 310  | 5, 187  | 5, 179  | 5, 122  | 4, 952  | △504     | △9. 2%  |
| 6 歳      | 1, 142  | 975     | 971     | 956     | 896     | 932     | △210     | △18. 4% |
| 7歳       | 1, 113  | 1, 145  | 977     | 984     | 959     | 899     | △214     | △19. 2% |
| 8歳       | 1, 219  | 1, 121  | 1, 146  | 987     | 980     | 970     | △249     | △20. 4% |
| 9 歳      | 1, 307  | 1, 220  | 1, 121  | 1, 137  | 981     | 990     | △317     | △24. 3% |
| 10 歳     | 1, 327  | 1, 333  | 1, 239  | 1, 128  | 1, 151  | 990     | △337     | △25. 4% |
| 11 歳     | 1, 356  | 1, 325  | 1, 330  | 1, 240  | 1, 124  | 1, 171  | △185     | △13.6%  |
| 小計       | 7, 464  | 7, 119  | 6, 784  | 6, 432  | 6, 091  | 5, 952  | △1, 512  | △20.3%  |
| 12 歳     | 1, 370  | 1, 352  | 1, 334  | 1, 323  | 1, 228  | 1, 132  | △238     | △17. 4% |
| 13 歳     | 1, 391  | 1, 390  | 1, 353  | 1, 340  | 1, 317  | 1, 234  | △157     | △11.3%  |
| 14 歳     | 1, 421  | 1, 393  | 1, 393  | 1, 354  | 1, 332  | 1, 319  | △102     | △7. 2%  |
| 15 歳     | 1, 435  | 1, 420  | 1, 399  | 1, 386  | 1, 350  | 1, 329  | △106     | △7. 4%  |
| 16 歳     | 1, 552  | 1, 466  | 1, 440  | 1, 407  | 1, 386  | 1, 348  | △204     | △13. 1% |
| 17 歳     | 1, 494  | 1, 544  | 1, 465  | 1, 437  | 1, 404  | 1, 366  | △128     | △8.6%   |
| 小計       | 8, 663  | 8, 565  | 8, 384  | 8, 247  | 8, 017  | 7, 728  | △935     | △10.8%  |
| 18 歳未満 計 | 21, 583 | 20, 994 | 20, 355 | 19, 858 | 19, 230 | 18, 632 | △2, 951  | △13. 7% |

#### (生産年齢人口と総人口)

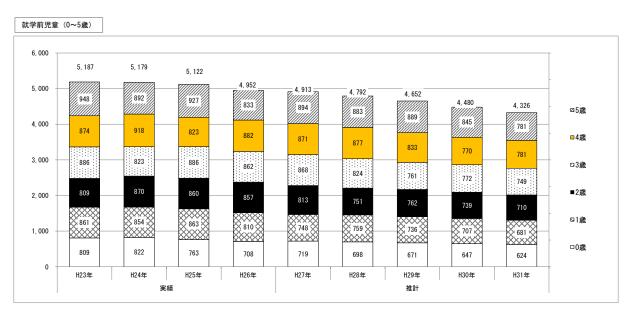
| 15 歳~39 歳 | 37, 203  | 36, 222  | 35, 014  | 33, 810  | 32, 825  | 31, 815  | △5, 388 | △14.5% |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|--------|
| 40 歳~64 歳 | 41, 919  | 41, 905  | 42, 183  | 41, 926  | 41, 102  | 40, 445  | △1, 474 | △3.5%  |
| 65 歳以上    | 25, 273  | 25, 982  | 26, 336  | 27, 197  | 28, 504  | 29, 640  | 4, 367  | 17. 3% |
| 総人口       | 121, 497 | 120, 673 | 119, 584 | 118, 561 | 117, 521 | 116, 489 | △5, 008 | △4. 1% |

(住民基本台帳(外国人登録者含む) 各年4月1日現在)

#### ⑤乳幼児・児童数の推計

○近年の出生数と社会動態の実績から算出(注²)した乳幼児・児童数の今後の見込みは、次のとおりです。

【乳幼児・児童数の推計】単位:人



(こども未来室 各年4月1日現在)



(こども未来室 各年4月1日現在)

注<sup>2</sup> 基礎データ (H23~26 実績) の年度毎・年齢毎の変化率を用いて推計。

#### 世帯・就労に関する動向 2

#### 1子どものいる世帯

- ○平成22年国勢調査時点の6歳未満のいる親族世帯数は4,943世帯(一般世帯の約15%)、 18 歳未満のいる親族世帯数は 11,544 世帯 (一般世帯の約 34%) です。
- ○6 歳未満世帯のうち、核家族世帯の割合は8割を占めています。この割合は18歳未満世帯 も概ね同様です。
- ○ひとり親世帯(母子・父子家庭)は6歳未満世帯の約5%、18歳未満世帯の約8%です。

【子どものいる世帯】単位:世帯

|                |         |            | 核家族        |            |        |
|----------------|---------|------------|------------|------------|--------|
|                | 総数      | 夫婦と<br>子ども | 母親と<br>子ども | 父親と<br>子ども | 核家族以外  |
| 一般世帯総数         | 33, 737 | 14, 640    | 2, 405     | 422        | 2, 986 |
| 構成比率           | 100. 0% | 43. 4%     | 7. 1%      | 1. 3%      | 8. 9%  |
| 6歳未満のいる親族世帯数   | 4, 943  | 4, 228     | 228        | 13         | 474    |
| 構成比率           | 100. 0% | 85. 5%     | 4. 6%      | 0. 3%      | 9. 6%  |
| 18 歳未満のいる親族世帯数 | 11, 544 | 9, 214     | 808        | 95         | 1, 421 |
| 構成比率           | 100. 0% | 79. 8%     | 7. 0%      | 0.8%       | 12. 3% |

注:総数は上記のほかに非親族世帯、単独世帯を含む (平成 22 年国勢調査)

- ○次ページの【アンケートでみる「3世代の同居・近居の状況」】の結果でみても、就学前児 童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、両親と子どもだけの核家族世帯の多いことがわ かります。ただし、祖父母が隣近所あるいは市内に住んでいる割合は就学前児童で60%近 く、小学生でも約50%に上っています。
- ○日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世 帯ともに、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもら える」が6割半ば、「日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」も3割半 ばです。
- ○こうした結果から、核家族世帯ではあるものの、必要になった場合は近隣に暮らす親族を 頼りにできる実態もうかがえます。

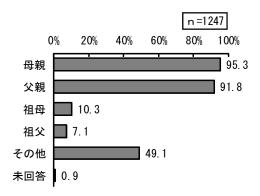
#### 【アンケートでみる「3世代の同居・近居の状況」】

#### (就学前児童)

○就学前児童のいる世帯で、お子さんと同居の状況は「母親」95.3%、「父親」91.8%、「祖母」10.3%、「祖父」7.1%、「その他」(兄弟姉妹など)49.1%です。

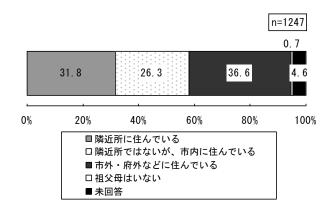
#### 【就学前児童/お子さんと同居の状況】

n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)



○祖父母の近居の状況は、「隣近所に住んでいる」31.8%、「隣近所ではないが、市内に住んでいる」26.3%、「市外・府外などに住んでいる」36.6%です。

#### 【就学前児童/祖父母の近居の状況】

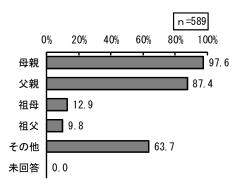


#### (小学生)

○小学生のいる世帯で、お子さんと同居の状況は「母親」97.6%、「父親」87.4%、「祖母」 12.9%、「祖父」9.8%、「その他」(兄弟姉妹など)63.7%です。

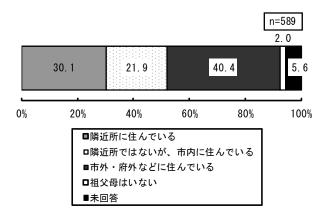
#### 【小学生/お子さんと同居の状況】

n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)



○祖父母の近居の状況は、「隣近所に住んでいる」30.1%、「隣近所ではないが、市内に住んでいる」21.9%、「市外・府外などに住んでいる」40.4%です。

#### 【小学生/祖父母の近居の状況】



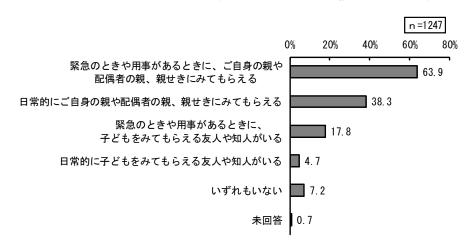
#### 【アンケートでみる「子どもの面倒をみてもらえる状況」】

#### (就学前児童)

○就学前児童のいる世帯で、日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、「緊急のときや 用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」63.9%が最も多く、 「日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」38.3%が続きます。

#### 【就学前児童のいる世帯/預かってもらえる人の有無】

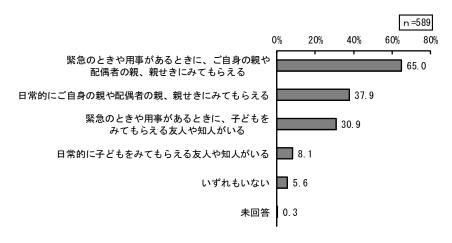
n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)



#### (小学生)

○小学生のいる世帯で、日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」65.0%が最も多く、「日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」37.9%が続きます。

#### 【小学生/預かってもらえる人の有無】



#### ②ひとり親世帯、生活保護世帯

- ○ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当受給資格者数(注³)は、平成23~26年で各年1,564~1,600人です。
- ○受給資格者のうち、約6割は全額支給を受けています。全額支給、一部支給、全額停止の 人数割合に大きな変化はありません。

#### 【児童扶養手当受給資格者数】単位:人

|   |             | H23 年         | H24 年        | H25 年         | H26 年        |  |
|---|-------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--|
| 児 | 童扶養手当受給資格者数 | 1, 580 (100%) | 1,600 (100%) | 1, 587 (100%) | 1,564 (100%) |  |
|   | うち全額支給      | 942 (60%)     | 956 (60%)    | 946 (60%)     | 912 (58%)    |  |
|   | うち一部支給      | 504 (32%)     | 512 (32%)    | 505 (32%)     | 520 (33%)    |  |
|   | うち全額停止      | 134 (8%)      | 132 (8%)     | 136 (8%)      | 132 (9%)     |  |

(こども未来室 各年3月31日現在)

- ○18 歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯は、平成 23~26 年で 365~405 世帯あり、受給 世帯数は減少傾向にあります。
- ○受給資格者のうち、8割半ばが母子世帯です。両親世帯、母子世帯、父子世帯の割合に大きな変化はありません。

#### 【生活保護受給世帯数】単位:世帯

|   |          | H23 年      | H24 年      | H25 年      | H26 年      |
|---|----------|------------|------------|------------|------------|
| 生 | 活保護受給世帯数 | 405 (100%) | 404 (100%) | 390 (100%) | 365 (100%) |
|   | うち両親世帯数  | 64 (16%)   | 42 (10%)   | 42 (11%)   | 44 (12%)   |
|   | うち母子世帯数  | 333 (82%)  | 351 (87%)  | 335 (86%)  | 310 (85%)  |
|   | うち父子世帯数  | 8 (2%)     | 11 (3%)    | 13 (3%)    | 11 (3%)    |

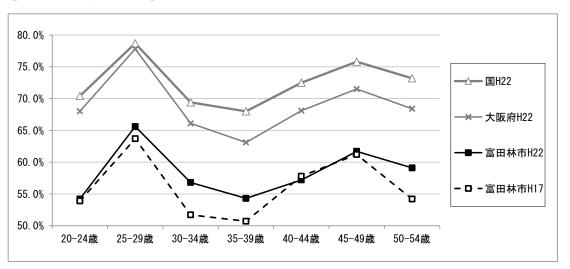
(生活支援課 各年3月31日現在)

注3 児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される 家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを 目的として、支給される手当。受給資格者(ひとり親家庭の母や父など)が監護・養育する子ど もの数や受給資格者の所得等により、手当額が異なる。

#### ③子育て家庭の就労状況

- ○本市の女性の年齢階層別就業率をみると、25~29 歳と 45~49 歳が高く、その間の 30~44 歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」がみられます。
- ○平成17年に比べて平成22年の方が30~34歳での就業率は高くなっており、「M字」の窪 みが浅くなっています。
- ○国及び大阪府と比べると、本市の就業率は全体的に低くなっています。

#### 【女性の年齢階層別就業率】単位:%



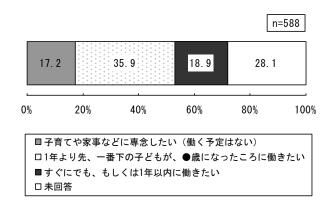
(国勢調査)

#### 【アンケートでみる「母親の就労希望」】

○就学前児童のいる現在は働いていない母親の就労希望は「1年より先で、子どもが大きくなったら就労したい」35.9%が最も多く、「すぐにでももしくは1年以内に希望」18.9%、「子育てや家事などに専念したい(働く予定はない)」17.2%と続きます。

#### 【就学前児童のいる世帯/働いていない母親の就労希望】

n は回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)



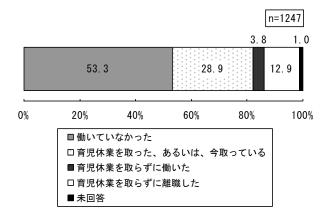
○上記のうち、「子どもが大きくなったら就労したい」の方の子どもが何歳になった時に就労 を希望するかについては、「6歳以上」46.4%が最も多くなっています。

#### 【アンケートでみる「育児休業取得の実態」】

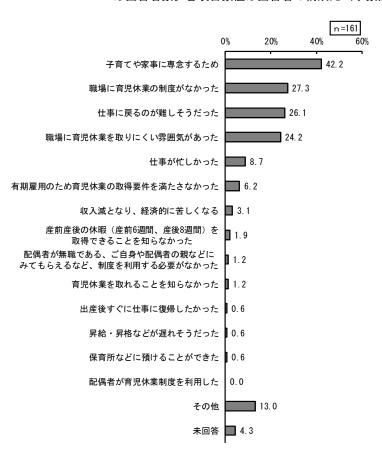
○就学前児童のいる母親の育児休業について、出生時に「働いていなかった」53.3%が最も多く、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」28.9%、「育児休業を取らずに働いた」3.8%、「育児休業を取らずに離職した」12.9%と続きます。

#### 【就学前児童のいる世帯/母親の育児休業働いていない母親の就労希望】

nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)



○就学前児童のいる育児休業を取らずに離職した母親の理由は「子育てや家事に専念するため」42.2%、「職場に育児休業の制度がなかった」27.3%、「仕事に戻るのが難しそうだった」26.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」24.2%が多くなっています。



#### 子育て支援に関するサービスなどの利用状況 3

#### ①教育・保育の利用状況

- ○本市の就学前児童は、平成26年4月現在で4,952人です。
- ○就学前児童のうち、保育所を利用している子ども(認可外を含む)は約1,700人、3歳か ら幼稚園を利用している子ども(市内・市外、市立、私立を含む)は約1,300人です。
- ○年齢でみると、0歳児の1割半ばと1~5歳児の3割半ばが保育所を利用しています。幼稚 園は3歳児の3割半ば、4~5歳児の6割前後が利用しています。
- ○保育所や幼稚園を利用せずに家庭等で子育てされている子どもは約1,900人です。そのほ とんどが 0~2 歳児であり、4~5 歳児になると保育所か幼稚園を利用しています。

【平成26年現在の教育・保育の利用状況】単位:人

|  | 0 歳           | 1 歳           | 2 歳           | 3 歳           | 4歳            | 5 歳           | 合計     |
|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------|
| 就学前児童(4/1 現在)<br>(A)                   | 708<br>(100%) | 810<br>(100%) | 857<br>(100%) | 862<br>(100%) | 882<br>(100%) | 833<br>(100%) | 4, 952 |
| 保育所(認可外を含む)の利用者<br>(4/1 現在) (B)        | 92<br>(13%)   | 278<br>(34%)  | 329<br>(38%)  | 328<br>(38%)  | 347<br>(39%)  | 314<br>(38%)  | 1, 688 |
| 幼稚園の利用者<br>(市内・市外合計)<br>(5/1 現在) (C)   | _             | _             | _             | 318<br>(37%)  | 511<br>(58%)  | 498<br>(60%)  | 1, 327 |
| 家庭等で子育てされ<br>ている子ども (上記<br>以外) (A-B-C) | 616<br>(87%)  | 532<br>(66%)  | 528<br>(62%)  | 216<br>(25%)  | 24<br>(3%)    | 21<br>(2%)    | 1, 937 |

注:幼稚園利用者は学校基本調査(5月1日現在) (こども未来室)

#### ②保育の利用状況

○平成26年4月現在、市立保育所6か所、民間保育所(認可)8か所、認可外保育所2か所 が設置されています。近年の利用状況は次のとおりです。

【保育所の利用者数】単位:人

|                 |      | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  | H26 年定員 | H26 年充足率 |
|-----------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|
| 認可保育所           | 0 歳  | 204    | 200    | 187    | 204    | 186    | 180     | 103. 3%  |
| (各年3月31<br>日現在) | 1歳   | 238    | 275    | 277    | 270    | 285    | 247     | 115. 4%  |
|                 | 2歳   | 321    | 286    | 309    | 317    | 312    | 285     | 109. 5%  |
|                 | 3 歳  | 321    | 346    | 334    | 327    | 349    | 309     | 112. 9%  |
|                 | 4歳   | 337    | 314    | 344    | 337    | 318    | 284     | 112. 0%  |
|                 | 5 歳  | 322    | 340    | 317    | 348    | 337    | 289     | 116. 6%  |
|                 | 計    | 1, 743 | 1, 761 | 1, 768 | 1, 803 | 1, 787 | 1, 594  | 112. 1%  |
| 認可外             | 0歳   | 4      | 2      | 1      | 1      | 6      | 25      | _        |
| 保育所<br>(各年1月31  | 1歳   | 9      | 5      | 6      | 6      | 8      | 20      | _        |
| 日現在・4歳          | 2 歳  | 5      | 8      | 5      | 5      | 5      | 40      | _        |
| 以上定員に<br>は学童を含  | 3 歳  | 4      | 6      | 6      | 5      | 1      | 40      | _        |
| む)              | 4歳以上 | 8      | 5      | 1      | 1      | 4      | 20      | _        |
|                 | 計    | 30     | 26     | 19     | 18     | 24     | 85      | _        |

(こども未来室)

○待機児童数(注<sup>4</sup>) は年度によって増減しますが、本市の平成22~26年の待機児童数をみると、0歳児が比較的多くなっています。また、近年では、1~2歳児の待機児童数の増加傾向がみられます。

【待機児童数】単位:人

|      | H22 年 | H23 年 | H24 年 | H25 年 | H26 年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0 歳  | 20    | 28    | 36    | 49    | 23    |
| 1 歳  | 5     | 11    | 23    | 20    | 30    |
| 2 歳  | 4     | 7     | 7     | 23    | 9     |
| 3歳以上 | 1     | 0     | 3     | 4     | 6     |

(こども未来室 各年3月31日現在)

注<sup>4</sup> この「待機児童数」は、認可保育所への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、実際には入所していない児童の数。現在(平成14年以降)は、入所していない児童の数から、近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず保護者の都合で入所しない者等を除いた児童数が待機児童数として公表されている。

#### ③幼稚園の利用状況

- 〇本市では、平成26年4月現在、市立幼稚園11園、私立幼稚園6園が設置されています。 近年の幼稚園の園児数(私立には市外からの通園者も含む)は次のとおりです。
- 〇少子化も影響し、市立、私立ともに、利用者数は年々減少しています。このほか、市外の 幼稚園利用者が毎年90人前後みられます。
- ○私立幼稚園の一部では、希望者に対して預かり保育を実施しています。

#### 【幼稚園の利用者数】単位:人

|        |       | H21 年  | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  | H26 年定員 | H26 年充足率 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|
| 市立     | 3 歳   | _      | -      | -      | -      | _      |        |         |          |
|        | 4 歳   | 296    | 266    | 248    | 244    | 199    | 188    |         |          |
|        | 5 歳   | 325    | 312    | 267    | 261    | 254    | 213    |         |          |
|        | 計     | 621    | 578    | 515    | 505    | 453    | 401    | 1, 940  | 20. 7%   |
| 私立     | 3 歳   | 386    | 336    | 413    | 363    | 383    | 397    |         |          |
|        | 4 歳   | 413    | 439    | 350    | 424    | 367    | 416    |         |          |
|        | 5 歳   | 399    | 402    | 440    | 352    | 416    | 367    |         |          |
|        | 計     | 1, 198 | 1, 177 | 1, 203 | 1, 139 | 1, 166 | 1, 180 | 2, 090  | 56.5%    |
| 合計     |       | 1, 819 | 1, 755 | 1, 718 | 1, 644 | 1, 619 | 1, 581 | 4, 030  | 39. 2%   |
| 市外の幼稚園 | 3歳(※) | 30     | 28     | 29     | 31     | 31     | 34     |         |          |
|        | 4 歳   | 25     | 38     | 23     | 29     | 31     | 31     |         |          |
|        | 5 歳   | 20     | 29     | 40     | 22     | 32     | 33     |         |          |
|        | 計     | 75     | 95     | 92     | 82     | 94     | 98     |         |          |

※満3歳児含む

(教育委員会教育指導室 各年5月1日現在)

#### ④子育で支援事業の利用状況

○本市では、一時保育をはじめ、病気回復期の乳幼児を預かる病後児保育、親子で参加する 「つどいの広場」などの子育て支援事業を実施しています。

【子育て支援事業の利用状況】単位:人、か所

| 事業名                                 | 単位                | H21 年   | H22 年   | H23 年   | H24 年   | H25 年   |
|-------------------------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 一時保育                                | 延べ利用者数            | 3, 195  | 4, 291  | 4, 575  | 4, 657  | 4, 751  |
| 休日保育                                | 延べ利用者数            | 170     | 259     | 127     | 342     | 533     |
| 病後児保育                               | 延べ利用者数            | 94      | 93      | 91      | 81      | 105     |
| 特定保育                                | 延べ利用者数            | 27      | 27      | 42      | 48      | 28      |
| 短期入所生活援助事業<br>(ショートステイ)             | 延べ利用者数            | 210     | 95      | 117     | 107     | 191     |
| 夜間養護<br>(トワイライトステイ)                 | 延べ利用者数            | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| つどいの広場                              | 延べ利用者数<br>(子どものみ) | 12, 899 | 14, 654 | 15, 415 | 18, 286 | 16, 524 |
| 地域子育て支援センター事業                       | 延べ利用者数<br>(子どものみ) | 6, 063  | 7, 669  | 7, 320  | 6, 533  | 5, 882  |
| 富田林市ファミリー・                          | 会員登録数             | 387     | 379     | 361     | 341     | 335     |
| サポート・センター                           | 利用者数              | 1, 128  | 931     | 527     | 574     | 506     |
| 富田林市マイ保育園制度/<br>保育士による訪問事業          | 延べ訪問家庭数           | _       | _       | _       | 3, 101  | 3, 283  |
| ひとり親家庭の自立支援<br>教育訓練給付金<br>職業訓練促進給付金 | 補助件数<br>支給件数      | 6<br>18 | 4<br>17 | 2<br>15 | 4<br>13 | 6<br>11 |
| チューリップ教室<br>(親子教室)                  | 延べ利用者数            | 1, 342  | 1, 365  | 1, 337  | 1, 349  | 1, 609  |
| 母子生活支援施設への入所                        | 入所世帯数             | 4       | 3       | 1       | 2       | 1       |
| 助産施設への入所                            | 入所者数              | 33      | 34      | 36      | 36      | 34      |
| とんだばやしメール                           | 登録者数<br>(子育て関係)   | 789     | 928     | 1, 050  | 1, 009  | 2, 107  |

(こども未来室)

※保育所、幼稚園においても、園庭開放事業や相談事業など、さまざまな子育て支援事業に取り 組んでいます。

#### ⑤子育での経済的負担の軽減

○平成26年現在、本市で実施している助成等の制度は次のとおりです。

#### 【助成等の状況】

| 名称                        | 対 象  | H25 年度実績  |
|---------------------------|--|---|
| 子ども医療費助成事業                | 0歳~中学3年生まで(26年10月から)の入院・通院の医療費の一部を助成                               | 132, 378 件<br>162, 479 人                        |
| ひとり親家庭医療費助成事業             | 18 歳までの子どもとひとり親または養育者の医療費の一部を助成                                    | 32, 267 件<br>36, 036 人                          |
| 児童手当(国)                   | 中学校修了までの児童を対象に支給   | 支給人数 14,037 人                                   |
| 児童扶養手当(国)                 | 父親または母親がいない世帯、父親または母<br>親が重度の障がいの世帯で、18歳までの児童<br>の父親または母親または養育者が受給 | 支給人数 1,471 人                                    |
| 特別児童扶養手当(国)               | 20 歳未満で、精神または身体に重度・中度の<br>障がいをもつ児童の父母または養育者が受給                     | 242 人   |
| 出産育児一時金                   | 国民健康保険の被保険者に対し、出産育児一<br>時金の支給                                      | 143 件   |
| ①就園奨励費<br>②富田林市私立幼稚園園児補助金 | 幼稚園の就園奨励費の支給や私立幼稚園園児<br>補助金を支給                                     | ①780 人<br>②546 人                                |
| 就学援助費                     | 学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費<br>など諸経費の一部を所得に応じて援助                          | 2, 763 人  |
| 障がい者(児)給付金                | 障がい者(児)を激励し、その福祉の増進に<br>寄与するため給付金を支給                               | (障がい者・児合計)<br>重度 2,065人<br>中度 2,155人<br>軽度 724人 |
| 障がい児福祉手当                  | 身体、知的または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満に支給         | 70 人  |
| <br>  重度障がい者タクシー料金補助<br>  | 在宅の重度障がい者(児)に対しタクシー料<br>金の一部を補助                                    | 児童 40 人<br>14, 282 回                            |
| 住宅改造補助事業                  | 在宅の重度障がい者(児)または在宅の重度<br>知的障がい者(児)に対し、住宅改造に係る<br>経費の一部を助成           | 3人(内:児童0人)                                      |
| 大阪府重度障がい者介護手当             | 重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せ<br>持つ在宅の障がい児(者)の介護者に介護手<br>当を支給               | 24 人 (障がい者・児合計)                                 |
| 難病患者に見舞金の支給               | 難病患者を激励し、その福祉の増進を図るための見舞金を支給                                       | 特定疾患 666 人<br>小児慢性特定疾患 97 人<br>@5,000 円         |
| 在宅障がい者への通所交通費助成           | 障がい者通所授産施設に通所している在宅の<br>心身障がい者に対し、通所に要する交通費の<br>一部を補助              | 40 人(障がい者)                                      |
| 大阪府障がい者扶養共済制度             | 障がい者を扶養している保護者が死亡または<br>重度障がい者となった場合、障がい者に終身<br>一定額の年金を支給          | 42 人 (障がい者・児合<br>計)                             |
| 母子·父子家庭自立支援教育訓練給<br>付金    | 職業能力の開発のための講座受講料の補助  | 6人  |
| 母子·父子家庭高等職業訓練促進給<br>付金    | 資格取得のために養成機関で受講する場合に<br>支給   | 促進費 11 人<br>一時金 5 人                             |
| 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付           | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の受付   | 3 件   |

注:名称・対象は平成26年度の内容です。 (こども未来室)

#### ⑥小学校児童数、学童クラブの状況

○平成 26 年現在、市立小学校 16 校、市立中学校 8 校があります。このほか、市内に私立小学校 1 校、私立中学校 2 校があります。

【小・中学校児童数】単位:人

|     | 学年  | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 1年  | 943    | 945    | 926    | 868    | 900    |
|     | 2 年 | 1, 106 | 951    | 959    | 923    | 873    |
|     | 3 年 | 1, 090 | 1, 111 | 960    | 955    | 937    |
|     | 4 年 | 1, 180 | 1, 090 | 1, 109 | 950    | 961    |
|     | 5 年 | 1, 276 | 1, 189 | 1, 090 | 1, 115 | 954    |
|     | 6 年 | 1, 266 | 1, 273 | 1, 190 | 1, 088 | 1, 124 |
|     | 計   | 6, 861 | 6, 559 | 6, 234 | 5, 899 | 5, 749 |
| 中学校 | 1年  | 1, 211 | 1, 177 | 1, 192 | 1, 099 | 1, 014 |
|     | 2 年 | 1, 232 | 1, 208 | 1, 185 | 1, 188 | 1, 098 |
|     | 3 年 | 1, 208 | 1, 236 | 1, 208 | 1, 187 | 1, 196 |
|     | 計   | 3, 651 | 3, 621 | 3, 585 | 3, 474 | 3, 308 |

(教育委員会教育指導室 各年5月1日現在)

○本市では、放課後の児童健全育成を図るため、学童クラブを市立 16 小学校(全校)で実施しています。開設時間は次のとおりです。

| 利用者      | 市内に在住する小学生で、保護者が就労等により昼間家庭にいない状態が月   |
|----------|--------------------------------------|
|          | 15 日以上あり、かつ、その状態が継続する見込がある児童を対象に全小学校 |
|          | で実施。                                 |
| 平日の開設時間  | 月曜日~金曜日。児童の下校時から午後 7 時。              |
| 土曜の開設時間  | 午前8時30分から午後5時。                       |
| 長期休業期間の開 | 学校の長期休業期間(夏休み・冬休み・春休み)の開設時間は、午前8時30  |
| 設時間      | 分から午後 7 時。                           |

- ○学童クラブの平成26年6月現在の利用状況は次のとおりです。(次ページ)
- ○各クラブによって利用状況も様々ですが、全体の登録率をみると、1 年生が最も多く、学年が上がるのに伴い登録率は下がります。

【学童クラブの利用状況】単位:人

|           |      | 1年     | 2年     | 3年     | 4年     | 5年     | 6年     |
|-----------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 喜志学童クラブ   | 登録者数 | 34     | 26     | 19     | 11     | 2      | 4      |
|           | 登録率  | 44. 2% | 30. 2% | 24. 7% | 14. 1% | 2. 7%  | 4. 4%  |
| 新堂学童クラブ   | 登録者数 | 23     | 22     | 11     | 11     | 4      | 0      |
|           | 登録率  | 31.1%  | 27. 8% | 14. 5% | 11. 2% | 6.0%   | 0. 0%  |
| 富田林学童クラブ  | 登録者数 | 13     | 8      | 28     | 5      | 11     | 2      |
|           | 登録率  | 26. 5% | 18.6%  | 46. 7% | 8.8%   | 22. 9% | 31. 3% |
| 川西学童クラブ   | 登録者数 | 17     | 19     | 18     | 7      | 7      | 0      |
|           | 登録率  | 29. 3% | 32.8%  | 23. 7% | 10. 1% | 8. 0%  | 0. 0%  |
| 錦郡学童クラブ   | 登録者数 | 11     | 20     | 12     | 8      | 3      | 2      |
|           | 登録率  | 22. 9% | 41. 7% | 19. 4% | 17. 0% | 5. 6%  | 3. 0%  |
| 彼方学童クラブ   | 登録者数 | 3      | 8      | 4      | 4      | 0      | 1      |
|           | 登録率  | 7. 7%  | 22. 9% | 8. 5%  | 8.0%   | 0.0%   | 1. 4%  |
| 大伴学童クラブ   | 登録者数 | 20     | 22     | 9      | 2      | 1      | 1      |
|           | 登録率  | 33. 3% | 25. 3% | 11. 7% | 2.6%   | 1. 2%  | 1. 0%  |
| 東条学童クラブ   | 登録者数 | 7      | 4      | 8      | 4      | 3      | 1      |
|           | 登録率  | 26. 9% | 28.6%  | 42. 1% | 14.8%  | 10. 7% | 6. 7%  |
| 高辺台学童クラブ  | 登録者数 | 14     | 11     | 6      | 6      | 0      | 0      |
|           | 登録率  | 53. 8% | 39.3%  | 27. 3% | 15.8%  | 0.0%   | 0.0%   |
| 久野喜台学童クラブ | 登録者数 | 25     | 25     | 12     | 10     | 9      | 2      |
|           | 登録率  | 42. 4% | 51.0%  | 26. 1% | 18. 2% | 19. 1% | 2. 9%  |
| 寺池台学童クラブ  | 登録者数 | 37     | 20     | 22     | 1      | 6      | 1      |
|           | 登録率  | 43.0%  | 23.8%  | 30. 1% | 1.4%   | 8.6%   | 1.0%   |
| 伏山台学童クラブ  | 登録者数 | 9      | 12     | 15     | 8      | 4      | 6      |
|           | 登録率  | 17. 3% | 21.4%  | 23. 8% | 20.0%  | 7. 8%  | 16. 2% |
| 喜志西学童クラブ  | 登録者数 | 14     | 20     | 14     | 6      | 8      | 3      |
|           | 登録率  | 27. 5% | 35. 1% | 38. 9% | 10.3%  | 15. 1% | 6. 1%  |
| 藤沢台学童クラブ  | 登録者数 | 24     | 15     | 14     | 7      | 7      | 0      |
|           | 登録率  | 32. 0% | 30.6%  | 19. 2% | 9.6%   | 8.8%   | 0. 0%  |
| 小金台学童クラブ  | 登録者数 | 15     | 16     | 17     | 11     | 6      | 3      |
|           | 登録率  | 18. 5% | 21.6%  | 19. 5% | 12. 2% | 6. 7%  | 2. 7%  |
| 向陽台学童クラブ  | 登録者数 | 12     | 11     | 6      | 2      | 3      | 1      |
|           | 登録率  | 30. 8% | 42.3%  | 14. 0% | 6. 7%  | 6. 5%  | 2. 0%  |
| 合計        | 登録者数 | 278    | 259    | 215    | 103    | 74     | 27     |
|           | 登録率  | 30. 9% | 29. 7% | 22. 9% | 10. 7% | 7. 8%  | 2. 4%  |

(こども未来室 平成26年6月現在)

# 第3章 子ども・子育て支援事業計画

# 1 子どもの育ちと子育て支援の基本理念

○本計画の基本理念を次のように定めます。

# 【基本理念(案)】 ともにいきいきと輝き、 あかるい未来が見えるまち・とんだばやし

- ○これまでの次世代後期計画においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動する とともに、お互いに助け合いながら、ともに育ちあうことを基本的な視点として取り組ん できました。
- ○こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。
- ○このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育ち・子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりを、より一層、進めることで、人々がいきいきと輝き、心がふれあい、あかるい未来が見えるまちを目指す本市独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承するものとします。

#### 施策体系

# 基本理念

ともにいきいきと輝き、 あかるい未来が見えるまち・とんだばやし



# 計画

## 基本施策

# 施策展開

### 教育・保育の一体的 提供及び円滑な利用 の促進 (P34~41)

- ①教育・保育の一体的提供の推進
- ②産後の休業及び育児休業後における 特定教育・保育施設等の円滑な利用の 促進
- ③幼児期の学校教育・保育の質の確保

# 地域子ども子育で 支援事業の展開 (P42~58)

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- 4 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)
- ⑧一時預かり事業
- 9延長保育事業
- ⑩病児保育事業 (病児・病後児保育)
- ①放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)
- (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ③多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業

子どもに関する 専門的な支援の充実 (P59~65)

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がい児施策の充実
- ③母子家庭及び父子家庭の自立支援の 推進
- ④仕事と家庭の両立支援に向けた 雇用環境の整備

# 子ども・子育て支援事業計画

# 次世代育成の推進(次世代育成支援行動計画)

計画

# 基本施策

# 施策展開

子どもの人権尊重と 権利養護の推進 (P66~67)

母子の健康と安全の 確保 (P68~70)

- ①健やかな妊娠・出産への支援
- ②子どもと母親の健康確保
- ③食育の推進
- ④小児医療の充実
- ⑤乳幼児期の事故防止

心豊かな子どもを 育てる教育環境の充実 (P71~73)

- ①幼児・児童教育の充実
- ②放課後対策、青少年期の健全育成

子ども・子育て支援を 支える体制の強化 (P74~77)

- ①情報の提供
- ②子育てに関する相談体制
- ③外国人家庭等への支援
- ④経済的な負担の軽減
- ⑤子育て支援のネットワーク

子どもに安全で安心な まちづくりの推進 (P78~79)

- ①快適な生活環境の確保
- ②安全・安心なまちづくりの推進

# 2 教育・保育提供区域の設定

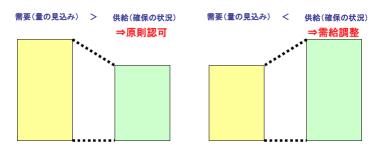
#### ①教育・保育提供区域の定義

- ○教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。(子ども・子育て支援法第61条第2項)
- ○教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。
- ○教育・保育提供区域は、本市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する (最適な需給バランスを図る) ための基礎的な範囲になります。なお、運用にあたり、次の 事項が定められています。
  - 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと(13事業のうち、11事業)の設定」も可能。

2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準 となる。

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準 を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。



- ※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

#### ②教育・保育提供区域の設定

○認定区分(1号、2号、3号)ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業 (区域設定の必要な11事業)の提供区域を、次のとおり設定します。

| 事業区分         | 区域設定 | 考え方  |
|--------------|------|--|
| 1 号認定(3~5 歳) |      | 区域数が多い(区域が狭い)場合は、市全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に類雑な手続きが必要になる場合もあります。 |
| 2 号認定(3~5 歳) | 市全域  | 一方、区域数が少ない(区域が広い)場合は、<br>サービスの種類によっては、利用者からみた利<br>便性にやや欠ける面がありますが、市全域の中<br>から多様なサービスが選択できることになりま         |
| 3 号認定(0~2 歳) |      | す。 本市は、それほど広くない市域であり、市全域を一つの区域とすることが、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。  |

| 地域子ども・子育て支援事業                      | 提供区域 | 区域設定の考え方          |
|------------------------------------|------|-------------------|
| ① 利用者支援事業                          | 市内全域 | 市内全域とする。          |
| ② 地域子育て支援拠点事業                      | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ③ 妊婦健康診査                           | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業                       | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ⑤ 養育支援訪問事業                         | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ⑥ 子育て短期支援事業                        | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ⑦ 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター) | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ⑧ 一時預かり事業                          | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ⑨ 延長保育事業                           | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ⑩ 病児保育事業<br>(病児・病後児保育)             | 市内全域 | 現状どおり、市内全域とする。    |
| ① 放課後児童健全育成事業<br>(学童クラブ)           | 小学校区 | 現状どおり、各小学校を区域とする。 |

# 3 教育・保育ニーズ量の見込みと提供体制・提供量

#### ①教育・保育ニーズ量(1~3号認定)の見込み

- ○計画期間の児童数の見通しをベースに、ニーズ量の見込みを算出します。
- 〇1 号認定、2 号認定および 3 号認定のうち  $1\sim2$  歳については、国ワークシート(以下「国 WS」と表記する)に基づき算出しました。

#### (1) 1号認定、2号認定、3号認定(1~2歳)の量の見込み

| 1 号認定        | 国 WS 方式。<br>【家族タイプ C'、D、E'、F の児童数】×利用意向率(幼稚園等希望割合)+<br>【家族タイプ A、B、C、E の児童数】×利用意向率(幼稚園希望割合) |
|--------------|--|
| 2 号認定        | 国 WS 方式。   |
| 3 号認定(1~2 歳) | 【家族タイプ A、B、C、E の児童数】×利用意向率(保育所等希望割合)   |

#### (参考) 家族タイプ (国 WS で各事業の量の見込みを算出する際に用いる区分)

国 WS では量の見込みを算出するにあたり、ニーズ調査の回答から 8 つの潜在的な家庭類型 (家族タイプ) に区分しました。概要は次のとおりです。

| 家族タイプ  | 親の就労希望等  |
|--------|--|
| ①タイプA  | ひとり親家庭   |
| ②タイプB  | フルタイム×フルタイム  |
| ③タイプC  | フルタイム×パートタイム<br>(パートタイム就労時間:月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部) |
| ④タイプC' | フルタイム×パートタイム<br>(パートタイム就労時間:月下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)    |
| ⑤タイプD  | 専業主婦 (夫)   |
| ⑥タイプE  | パートタイム×パートタイム<br>(就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)      |
| ⑦タイプE' | パートタイム×パートタイム<br>(就労時間: どちらかが月下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)   |
| ⑧タイプF  | 無業×無業  |

#### (2) 3号認定(0歳)の独自推計方法

- ○3 号認定のうち 0 歳については、国 WS で試算したところ、市全体で 300 人を超えるニーズ 量となり、実績に比べて極端に多い推計(100 人~150 人超過)となります。
- ○近年(平成22~26年)の待機児童は、最も多い毎年3月時点で20~49人であり、0歳児 全数の2.5~6.4%が待機児童出現率となります。

|                   |         | H22 年   | H23 年   | H24 年   | H25 年   | H26 年   |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 3/1 現在 0 歳児の入所児童数 | (A)     | 207 人   | 202 人   | 191 人   | 207 人   | 186 人   |
| 0歳児の待機児童数         | (B) 🔆   | 20 人    | 28 人    | 36 人    | 49 人    | 23 人    |
| 潜在入所者             | (A+B=C) | 227 人   | 230 人   | 227 人   | 256 人   | 209 人   |
| 3/1 現在の 0 歳児人口    | (D)     | 810 人   | 809 人   | 822 人   | 763 人   | 708 人   |
| 潜在率               | (C/D)   | 28. 00% | 28. 40% | 27. 60% | 33. 60% | 29. 50% |
| 0歳児の待機児童出現率       | (B/D)   | 2. 50%  | 3. 50%  | 4. 40%  | 6. 40%  | 3. 20%  |

- ※表中で用いる「待機児童数」は、認可保育所への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、実際には入所していない児童の数。現在(平成14年以降)は、入所していない児童の数から、近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず保護者の都合で入所しない者等を除いた児童数が待機児童数として公表されています。
- ○また、ニーズ調査から、0歳児の保育所未利用者(180人)のうち、「施設に空きがなかった」及び「子どもが1歳未満で利用しようと考えている」と回答した割合は6.1%(11人)であり、調査結果(H25)と実際の待機児童出現率(H25の6.4%)は概ね合致しています。
- ○国 WS の見込みが極端に多くなった理由としては、0歳児の保護者が「保育所利用を希望」と回答した場合、例え3歳からの利用希望であっても、0歳児保育ニーズに計上されるためと考えられます。
- ○仮に国 WS のニーズ量を採用し、それを充足する提供量を確保したものの、実際の利用者が 想定を下回り、供給過剰に陥る事態も懸念されます。そのため、この部分のニーズ量は実 績等から独自方法で推計します。
- ○過去 5 年間 (平成 22~26 年) の 0 歳児人口に占める潜在入所者の割合 (潜在率) を算出し、 平成 27 年度から少しずつ潜在率が高まる (毎年 0.5%) として算出しました。

|        | 実 績   |       |       |       | 実績見込み |       |       |       |       |        |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 年度     | H22 年 | H23 年 | H24 年 | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31 年  |
| 0 歳児人口 | 810 人 | 809 人 | 822 人 | 763 人 | 708 人 | 719 人 | 698 人 | 671 人 | 647 人 | 624 人  |
| 保育潜在率  | 28.0% | 28.4% | 27.6% | 33.6% | 29.5% | 30.5% | 31.0% | 31.5% | 32.0% | 32. 5% |
| 保育ニーズ  | 227 人 | 230 人 | 227 人 | 256 人 | 209 人 | 220 人 | 217人  | 211 人 | 207 人 | 203 人  |
| 国WS    | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 363 人 | 353 人 | 339 人 | 327 人 | 315 人  |

- 〇以上により推計した教育・保育(1~3号認定)のニーズ量見込みは、下表のとおりです。
- ○なお、1号認定の子どもが利用する「幼稚園」を希望し、かつ、2号認定の条件を満たしている(保育の必要性の認定)場合は、2号認定を受けずに、1号認定を受けて幼稚園を利用することが原則とされますが、ニーズ量の見込みでは2号認定として取り扱います。

(単位:人)

|      |                               |        |        | 実績     |        |        |        | 見込み    |        |        |        |
|------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|      | 認定区分                          | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
|      | 放育希望合計<br>(幼稚園等)<br>(a+b)     | 1, 490 | 1, 424 | 1, 363 | 1, 367 | 1, 327 | 1, 407 | 1, 381 | 1, 326 | 1, 275 | 1, 234 |
| 1号認定 | 3歳以上<br>教育希望<br>(a)           | 1      | -      | 1      | -      | -      | 862    | 846    | 812    | 781    | 756    |
| 2号   | 3歳以上<br>教育希望<br>かつ保育必要<br>(b) | -      | _      | -      | _      | _      | 545    | 535    | 514    | 494    | 478    |
| 認定   | 3歳以上<br>保育必要<br>(保育所等)        | 997    | 1, 011 | 1, 017 | 1, 006 | ı      | 1, 078 | 1, 058 | 1, 016 | 977    | 946    |
| 3号   | 1~2 歳<br>保育必要<br>(保育所等)       | 563    | 587    | 590    | 602    | _      | 672    | 650    | 645    | 640    | 599    |
| 認定   | 0歳<br>保育必要<br>(保育所等)          | 198    | 189    | 202    | 186    | -      | 220    | 217    | 211    | 207    | 203    |

(実績は、幼稚園/学校統計(各年 5/1)。市内私立幼稚園在園児童数一市外在住の通園者数+市内在住の市外園への通園者数、(市立、私立合計)。認可保育所入所児童数(各年 3/1))

#### ②教育・保育ニーズ量(1~3号認定)に対するサービスの提供量と提供体制

○1~3号の認定区分別のサービス提供体制は、下記のとおりとされています。

|      |           | 1 号認定                       | 2号認定 | 3 号認定                              |
|------|-----------|-----------------------------|------|------------------------------------|
|      |           | 3歳以上                        |      | 0 歳、1~2 歳                          |
|      | 対象となる子ども  | 教育を希望または、教育を<br>希望し、かつ保育が必要 |      | 保育が必要                              |
| 提供体制 | 特定教育・保育施設 | 幼稚園、認定こども園                  | 保育   | 所、認定こども園                           |
| 制    | 特定地域型保育事業 | _                           | *    | 小規模保育、家庭的保育、<br>居宅訪問型保育、<br>事業所内保育 |

<sup>※2</sup>号認定の特定地域型保育事業の利用は、特定教育・保育施設の利用ができない場合に可能

#### 【認定区分毎の提供量と提供体制】

#### (1) 1号認定及び2号認定(幼稚園利用希望が強い)

|                                     | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①必要利用定員総数(人)                        | 1, 407 | 1, 381 | 1, 326 | 1, 275 | 1, 234 |
| 1号認定(人)                             | 862    | 846    | 812    | 781    | 756    |
| 2号認定のうち、幼児期の学<br>校教育の利用希望が強い<br>(人) | 545    | 535    | 514    | 494    | 478    |
| ②確保の内容(人)                           | 1, 396 | 1, 387 | 1, 387 | 1, 387 | 1, 387 |
| 1号私立幼稚園(人)                          | 843    | 834    | 834    | 834    | 834    |
| 1号公立幼稚園(人)                          | 453    | 453    | 453    | 453    | 453    |
| 認定こども園(人)                           | 0      | 38     | 38     | 38     | 38     |
| 市外幼稚園(人)                            | 100    | 62     | 62     | 62     | 62     |
| 過不足(人)(②-①)                         | ▲11    | 6      | 41     | 112    | 153    |

#### (2) 2号認定(保育所・認定こども園)

|              |            | H27 年       | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
|--------------|------------|-------------|--------|--------|--------|--------|
| ①必要利用定員総数(人) |            | 1, 078      | 1, 058 | 1, 016 | 977    | 946    |
| ②確保の内容(人)    |            | 1, 066      | 1, 075 | 1, 075 | 1, 075 | 1, 075 |
|              | 認定こども園(人)  | 0           | 9      | 9      | 9      | 9      |
|              | 保育所(人)     | 1, 066      | 1, 066 | 1, 066 | 1, 066 | 1, 066 |
|              | 認可外保育施設(人) | 0           | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 過不           | 足(人)(②一①)  | <b>▲</b> 12 | 17     | 59     | 98     | 129    |

#### (3) 3号認定(保育所・認定こども園)

#### 【 0歳】

|    |              | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年      | H31 年 |
|----|--------------|-------|-------|-------|------------|-------|
| 12 | 要利用定員総数(人)   | 220   | 217   | 211   | 207        | 203   |
| 2確 | 保の内容(人)      | 201   | 201   | 201   | 201        | 201   |
|    | 認定こども園(人)    | 0     | 0     | 0     | 0          | 0     |
|    | 保育所(人)       | 195   | 195   | 195   | 195        | 195   |
|    | 特定地域型保育事業(人) | 0     | 0     | 0     | 0          | 0     |
|    | 認可外保育施設(人)   | 6     | 6     | 6     | 6          | 6     |
| 過不 | 足(人)(②一①)    | ▲19   | ▲16   | ▲10   | <b>▲</b> 6 | ▲2    |
| 保育 | 利用率(%)       | 30. 5 | 31.0  | 31.5  | 32. 0      | 32. 5 |

※保育利用率:満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定の利用定員数の割合(子ども・子育て支援法では目標値として保育利用率の設定が定められている)

【1・2歳】

|    |              | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31 年 |
|----|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1) | ·要利用定員総数(人)  | 672   | 650   | 645   | 640   | 599   |
| 2確 | [保の内容(人)     | 648   | 651   | 651   | 651   | 651   |
|    | 認定こども園(人)    | 0     | 3     | 3     | 3     | 3     |
|    | 保育所(人)       | 635   | 635   | 635   | 635   | 635   |
|    | 特定地域型保育事業(人) | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|    | 認可外保育施設(人)   | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |
| 過不 | 足(人)(②一①)    | ▲24   | 1     | 6     | 11    | 52    |
| 保育 | 河利用率(%)      | 43. 0 | 43. 0 | 43. 1 | 44. 3 | 43. 1 |

- ○サービス提供量(確保の内容)は、平成25年度におけるサービス利用者(幼稚園、保育所等の入所者数など)の実績値を下回ることはないことを基本とし、これに平成26年度新規施設(保育所)整備分を加えて見込みます。
- ○幼稚園は、学校統計(平成25年5月1日現在)による在所人数を採用し、保育所は入所者数が最大となる平成26年3月1日現在の実績に、平成26年度中に開園を予定している保育所の定員を加えた数としています。また、その他に認可外保育施設の事業報告(平成26年2月20日現在)から、事業所内保育施設を除く2施設を実績値として加えています。
- ○本市には現在、認定こども園はないものの、平成28年度において市外の認定こども園を利用する園児が見込まれることから計上しています。
- ○なお、本市において、家庭的保育、小規模保育施設、居宅訪問型保育等を行う事業者が現在は存在しないことから、特定地域型保育事業については計上していません。
- ○表のとおり、サービス提供量(確保の内容)とニーズ見込みを比較すると、平成27年度には 施設利用ができない待機児童が2号と3号では50人程度発生することが予想されます。

- 〇1 号認定と 2 号認定、3 号認定のうち  $1\sim2$  歳児については平成 28 年に、それぞれサービス 提供量がニーズ見込みを上回ります。
- ○また、3号認定のうち0歳児については、計画期間中に提供量(確保の内容)がニーズ見込みを上回ることはないものの徐々に減少する見込みです。
- ○3 号認定 0 歳児のみの提供体制を確保することが難しいこと(将来の事業継続性が不明瞭) や、将来も人口減少が収まらないことが予測される中で、当面は保育所の弾力的受け入れ の継続や、幼稚園の預かり保育の推進を行いながら、現状の提供体制を維持しつつニーズ に応えることが望ましいと考えます。
- ○また、特定地域型保育事業については、既存の認可外保育施設から移行する場合や、保育 等が困難な家庭を対象とした居宅訪問型保育事業を除き、必要性は低いものと思われます。

#### ③本市の地域型保育事業認可に係る需給調整の考え方

- ○本市では、特定教育・保育施設の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しており、今後 5年間におけるニーズ量と現実的な供給体制の比較でも、年齢により予想年度は異なるも のの、計画期間内に提供量がニーズ見込みと同じ程度か、提供量がニーズ見込みを上回る 予測となっています。
- ○子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)では、認可に関する需給調整について、利用定員総数(供給量)と必要利用定員総数(ニーズ量)との比較により可否を判断することとなっていますが、将来の人口予測も踏まえて考えると、当面は、保育所の弾力的受け入れの継続や、幼稚園の預かり保育の推進により、現状の提供体制を維持しつつニーズに応えることが可能であると考えられます。
- ○そのため、地域型保育事業にかかる認可需給調整についても、慎重な判断が求められます。 ただし、既存の認可外保育施設からの移行や、保育等が困難な家庭を対象とした居宅訪問 型保育事業について、市が条例で定める基準に適合する場合については、協議のうえでこれを認めるものとします。

## 4 教育・保育の一体的提供及び円滑な利用の促進

#### ①教育・保育の一体的提供の推進

#### ア 認定こども園の普及に係る基本的考え方

- ○認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校および児童福祉施設として一つの認可の仕組みとされました。
- ○しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方(建学の精神など)や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。
- ○そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならび に運営事業者の意向を尊重することとします。
- ○また、市立幼稚園については、現在満 4 歳以上の受け入れであることから、今後の提供体制やニーズ見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

#### イ 幼稚園教諭と保育所保育士の合同研修に対する支援

- ○現在、幼稚園や保育所の職員を対象とする研修については、施設ごと、または機関ごとに 開催されています。また、市立幼稚園と市立保育所の職員相互、市立保育所職員研修への 民間保育所職員の参加など、研修での連携は進みつつあります。
- ○勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、市が主体となり機関の連携に努めます。

### ウ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及 びその推進方策(より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策)

- ○特定教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)により、質の高い教育・保育サービスを提供します。
- ○また、特定地域型保育事業所(家庭的保育事業、小規模保育事業等)は、特定教育・保育 施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けること が難しい家庭を支援することとします。
- ○地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

#### エ 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

○認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係 機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた 連携を進めます。

#### オ 幼稚園及び保育所と小学校等との連携

○本市では独自に中学校区毎に地域教育協議会を核とした関係者同士の連携を図っていることから、今後も、幼稚園、保育所、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

#### ②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ○産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育 や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- ○育児休業満了時(原則1歳到達時)からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用 希望の把握に努めます。
- ○特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

#### ③幼児期の学校教育・保育の質の確保

- ○市立保育所では、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行っています。民間保育所では各法人の理念に基づいて、より良い保育サービスに努めています。
- ○市では、民間保育所への年1回の監査を行っています。また、各保育所では、第三者の苦情処理委員会を設置しています。
- ○幼稚園では、教育の「質」を確保するため、年間2回程度の公私立幼稚園連絡協議会を開催し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行っています。
- ○子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- ○地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な 情報交換に努めます。

# 5 地域子ども子育て支援事業のニーズ量の見込みと 提供体制・提供量

#### ①利用者支援事業

- ○子どもやその保護者、または妊産婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に 利用していただけるよう相談に応じ、必要とされる情報の提供や助言等をしたり、関係機 関との連絡調整等をしたりする事業で、新たに実施される予定の事業です。
- ○利用者支援事業の主な内容として、「利用者支援」と「地域連携」の2つがありますが、現在、具体的な事業内容やサービス提供体制が未定のため、当面の設置か所数は1か所で見込むものとします。

|           | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31 年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施か所数(か所) | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

#### ②地域子育で支援拠点事業

#### 【地域子育て支援拠点事業のニーズ量の見込み】

- ○地域子育て支援拠点事業には、つどいの広場事業、地域子育て支援センター事業が含まれますが、いずれも子育て中の親子に対する支援、情報提供などを行う事業です。
- ○国 WS による見込みは、毎月 8,000~9,000 人日と、実績に比べて極端に多い推計となりますが、この算出結果には、ニーズ調査 Q27 と Q28 で「地域子育て支援拠点事業を利用中か新たに利用したい」の回答を基礎にしており、この中には現在、保育所を利用中の回答者(本事業の対象外と推定される家庭)も多く含まれています。
- ○現在、本市には拠点「ひろば」6か所、出張「ひろば」1か所、保育所に併設される子育て 支援センター2か所が事業を行っていますが、ニーズ量の見込みは、これらの事業実績と の整合も踏まえ、独自に推計することとします。

#### 【地域子育て支援拠点事業の独自推計方法】

- ○基本的には国 WS の見込み量を用いますが、本事業の対象外家庭が一定数含まれると推定できることから、事業の対象者となる可能性の高い人数を、補正係数を用いて補正することとします。
- ○補正係数は、事業を「利用中、または新たに利用したい」人(440人)のうち、現在、保育所を利用している人を除いた人数(105人)の割合(23.9%)を用い、国 WS の【家族タイプすべて】×利用意向率×利用希望日数に乗じた数値とします。

|                   | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実績 (利用児童数) (人回/月) | 1, 860 | 1, 895 | 2, 068 | 1, 869 | ı      |
|                   | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
| 量見込み(人回/月)        | 2, 198 | 2, 129 | 2, 091 | 2, 018 | 1, 943 |
| 提供量(人回/月)         | 2, 198 | 2, 129 | 2, 091 | 2, 018 | 1, 943 |
| 実施か所数(か所)         | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      |
| (参考)国 WS          | 9, 198 | 8, 908 | 8, 750 | 8, 444 | 8, 129 |

#### 【地域子育て支援拠点事業に対するサービスの提供量と提供体制】

○地域子育て支援拠点事業のニーズ量の見込みは、これまでの実績に比べてやや増加するものの、現状の提供体制を維持しつつ、今後は事業内容等の充実について、事業主体との協議及び連携が重要になります。

#### ③妊婦健康診査

#### 【妊婦健康診査のニーズ量の見込み】

- ○妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業で、ニーズ量の見込みは、各年度の 0 歳児数とします。
- ○また、1人に対し14回の助成が基本のため、のべ人数は人数×14回となるべきですが、実際には妊娠届の遅れや早産等の理由により全14回を受けられないケースもあることから、各年度の受診者数×1人あたり12回(実績平均)と見込みます。

|                  | H22 年   | H23 年   | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
|------------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 実績(実利用者数)(人/年)   | 841     | 797     | 779    | 760    | _      |
| 実績(年間延べ人数)(人/年)  | 10, 298 | 10, 543 | 9, 841 | 9, 192 | _      |
|                  | H27 年   | H28 年   | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
| 量見込み(実利用者数)(人/年) | 719     | 698     | 671    | 647    | 624    |
| 提供量(実利用者数)(人/年)  | 719     | 698     | 671    | 647    | 624    |
| 量見込み             |         |         |        |        |        |
| (年間延べ人数)(回/年)    | 8, 628  | 8, 376  | 8, 052 | 7, 764 | 7, 488 |
| 提供量(年間延べ人数)(回/年) | 8, 628  | 8, 376  | 8, 052 | 7, 764 | 7, 488 |

#### 【妊婦健康診査に対するサービスの提供量と提供体制】

- ○本市発行の受診券(14回分)を母子健康手帳の交付時に配布しています。
- ○受診券を指定医療機関および助産所に提示することで、健診費用が助成されます。また、 里帰り出産などによって、大阪府以外で受診される場合は、申請により健診費用の一部を 助成します。
- ○今後も妊婦の健康保持及び増進を図るため、現状の提供体制を継続します。

#### 4 乳児家庭全戸訪問事業

#### 【乳児家庭全戸訪問事業のニーズ量の見込み】

- ○生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う事業です。
- ○事業の性質上、各年度の0歳児数が訪問数と見込まれます。

|                  | H22 年 | H23 年 | H24 年 | H25 年 | H26 年 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績(実利用者数)(人/年)   | 762   | 787   | 755   | 680   | _     |
|                  | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31 年 |
| 量見込み(実利用者数)(人/年) | 719   | 698   | 671   | 647   | 624   |
| 提供量(実利用者数)(人/年)  | 719   | 698   | 671   | 647   | 624   |

#### 【乳児家庭全戸訪問事業に対するサービスの提供量と提供体制】

- ○本市では、これまでからこんにちは赤ちゃん訪問事業などの事業名で実施しています。
- ○現在、保健センター(健康づくり推進課)により対応できていることから、今後も現状の 提供体制を継続します。

#### 5養育支援訪問事業

#### 【養育支援訪問事業のニーズ量の見込み】

- ○養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。
- ○事業の性質上、あらかじめニーズ量を見込むことは現実的ではありませんが、本市の事業 実績から最も多いニーズ量で見込みます。

|                  | H22 年 | H23 年 | H24 年 | H25 年 | H26 年 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実績(実利用者数)(人/年)   | 11    | 12    | 8     | 6     | 1     |
|                  | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31 年 |
| 量見込み(実利用者数)(人/年) | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |
| 提供量(実利用者数)(人/年)  | 12    | 12    | 12    | 12    | 12    |

#### 【養育支援訪問事業に対するサービスの提供量と提供体制】

○大阪府が開催した子ども家庭サポーター養成研修の受講者を中心に、保育士、看護師等の 資格を有する子育て経験者などを支援員として委嘱し、活動していただいています。個々 のニーズに応えられるよう多様な人材の確保に努めます。

#### ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

#### 【子育て短期支援事業(ショートステイ)のニーズ量の見込み】

- ○子育て短期支援事業(ショートステイ)は、一時的に保育が困難な家庭を対象に、児童養 護施設などで宿泊を伴う養育・保護を行う事業をいいます。
- ○国 WS ではニーズ量が 0 人日 (該当設問への回答が全くない) でしたが、ニーズ調査 Q26 で「子どもに留守番をさせた」というケース (1 人) や、Q8 で両親就労かつ面倒をみてもらう人がいないケース (2.2%) がみられるなど、ニーズとなり得る家庭の存在がうかがえます。また、これまで毎年利用実績があることから独自に推計することとします。

#### 【子育て短期支援事業の独自推計方法】

- ○平成22~25年度の利用実績を利用延べ日数/就学前児童数で算出し、今後の事業周知や利用意向の高まりを考慮して、その最大値(3.7%)を利用係数として採用します。
- ○各年度の児童数の見通しに利用係数を乗じた人数を、子育て短期支援事業利用者見込みと します。

|                    | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0~5 歳児童数(人)        | 5, 310 | 5, 187 | 5, 179 | 5, 122 | 4, 952 |
| 実績(延べ利用者数)(人回/年)   | 95     | 117    | 107    | 191    | _      |
| 利用係数(%)            | 1.8    | 2. 3   | 2. 1   | 3. 7   | _      |
|                    | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
| 0~5 歳児童数(推計)(人)    | 4, 913 | 4, 792 | 4, 652 | 4, 480 | 4, 326 |
| 利用係数(%)            | 3. 7   | 3. 7   | 3. 7   | 3. 7   | 3. 7   |
| 量見込み(延べ利用者数)(人回/年) | 183    | 179    | 173    | 167    | 161    |
| 提供量(延べ利用者数)(人回/年)  | 183    | 179    | 173    | 167    | 161    |
| 実施施設数(か所)          | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |

#### 【子育て短期支援事業(ショートステイ)に対するサービスの提供量と提供体制】

- ○子育て短期支援事業は、現在、実施施設が富田林市内になく、近隣市町の施設利用となっています。事業の性質上、家庭単位での利用となる傾向があり、利用が数日以上に及ぶことがあることで、年による実績にばらつきが見られます。
- ○今後の社会情勢により利用動向の変化もありますが、利用者が大きく増加することは予想 しにくいため、現状の提供体制を継続します。

#### ⑦子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)

### 【子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)のニーズ量の 見込み】

- ○子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)は、子どもの預かりの援助を受けることを希望する子育で中の保護者と援助を行うことを希望する者とが会員となり、相互援助を行う事業で、その事務局を市こども未来室に置いています。ここでは、就学児(小学生)対象の事業として取り扱います。
- ○国 WS では、高学年のニーズ量が 0 人/日(該当設問への回答が全くない)でしたが、これまでの利用実績として、年度によって大きく差があるものの、低学年で児童数の 0.1~15.2%、高学年で 0.7~6.3%の利用率があることから独自に推計します。

#### 【子育て援助活動支援事業 (就学児対象のファミリー・サポート・センター事業) **の独自推計方法**】

○平成22~25年の子育て援助活動支援事業利用のベ日数と児童数から利用率を算出し、その平均値(低学年5.9%、高学年2.5%)を、各年度の児童数に乗じて算出します。ニーズ量見込みは、低学年と高学年に分けて算出します。

| <低学年(6~8 歳)>       | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童数(人)             | 3, 241 | 3, 094 | 2, 927 | 2, 835 | 2, 801 |
| 実績(延べ利用者数)(人日/年)   | 492    | 232    | 28     | 3      | -      |
| 利用率(%)             | 15. 2  | 7. 5   | 1.0    | 0. 1   | -      |
|                    | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
| 児童数(推計)(人)         | 2, 680 | 2, 687 | 2, 644 | 2, 701 | 2, 652 |
| 利用率(%)             | 5. 9   | 5. 9   | 5. 9   | 5. 9   | 5. 9   |
| 量見込み(延べ利用者数)(人日/年) | 159    | 159    | 157    | 160    | 157    |
| 提供量(延べ利用者数)(人日/年)  | 159    | 159    | 157    | 160    | 157    |
| (参考)国 WS(人日/年)     | 48     | 48     | 47     | 48     | 47     |

| <高学年(9~11 歳)>       | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童数 (人)             | 3, 878 | 3, 690 | 3, 505 | 3, 256 | 3, 151 |
| 実績(延べ利用者数)(人日/年)    | 57     | 61     | 222    | 23     | ı      |
| 利用率(%)              | 1. 5   | 1. 7   | 6. 3   | 0. 7   | l      |
|                     | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
| 児童数(推計)(人)          | 2, 963 | 2, 885 | 2, 836 | 2, 714 | 2, 720 |
| 利用率(%)              | 2. 5   | 2. 5   | 2. 5   | 2. 5   | 2. 5   |
| 量見込み(延べ利用者数)(人日/年)  | 75     | 73     | 72     | 69     | 69     |
| 提供量 (延べ利用者数) (人日/年) | 75     | 73     | 72     | 69     | 69     |
| (参考)国 WS(人日/年)      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

# 【子育て援助活動支援事業 (就学児対象のファミリー・サポート・センター事業) に対するサービスの提供量と提供体制】

- ○子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)の利用者 は年によって大きな差が生じていますが、これは利用する家庭が限られるものの、実際に 利用することになった場合、その利用期間が長期化することが多いためと思われます。
- ○現在、ファミリー・サポート・センター事業の登録者は、依頼会員 185 人、援助会員 100 人、両方会員 25 人(いずれも平成 26 年 5 月末現在)となっており、依頼内容やその時期、期間がマッチングすれば対応可能な会員数を確保しているものと考えられます。

#### 8一時預かり事業

#### 【一時預かり事業のニーズ量の見込み】

- ○一時預かり事業は、保育所その他の場所において、子どもを不定期かつ一時的に預かる事業で、現在は保育所の一時保育事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業の一部、トワイライトステイ事業や、幼稚園の在園児を対象とした預かり保育事業等が該当します。
- ○国 WS の見込み量は、不定期の利用希望がすべて計上されているため、幼稚園や保育所に入 所し、かつ不定期事業を利用するような意向や、費用負担や親族の預かりなどによって実 際には利用しないケースも多く含まれていると考えられます。
- ○また、両親がフルタイムで就労しながら幼稚園を利用する場合は、フルタイムの年間就労 日数が計上されるため、実際の利用希望以上に多くなると考えられます。
- ○本市の実績をみると、幼稚園の預かり保育は年間約40,000人日の利用があり、保育所の一時保育事業、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業の利用、トワイライトステイ事業の利用者の合計で、年間約5,000人日の利用があります。
- ○以上の点や、新制度になって急激に利用ニーズが変化することは想定し難いことから、見込み量については、これまでの実績をベースに、一部国 WS のデータも用いながら、独自の設定を行います。

#### 【一時預かり事業の独自推計方法】

- ○幼稚園在園児については、平成24~25年の実績を用いて、各年度の在園児数の見通しに在園児一人あたり平均利用日数29.6日(年間利用日数÷在園児数)を乗じて算出します。
- ○幼稚園在園児以外は、保護者の利用意向を反映した国 WS の見込み量(【全家族タイプ】×利用意向率×利用希望日数)に、補正係数としてニーズ調査 Q25 の一時預かり希望者 492 人のうち、現在の幼稚園在園児 162 人を除いた人数の割合(67.1%)を乗じたものとします。

|     | <幼稚園在園児>           | H22 年    | H23 年    | H24 年    | H25 年    | H26 年    |
|-----|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実績  | (延べ利用者数) (人日/年)    | 1        | _        | 41, 109  | 39, 692  | _        |
|     |                    | H27 年    | H28 年    | H29 年    | H30 年    | H31 年    |
|     | (1 号認定)            | 25, 514  | 25, 040  | 24, 034  | 23, 116  | 22, 376  |
|     | (2 号相当)            | 16, 131  | 15, 835  | 15, 213  | 14, 621  | 14, 148  |
| 量見這 | 込み(延べ利用者数合計)(人日/年) | 41, 645  | 40, 875  | 39, 247  | 37, 738  | 36, 524  |
| 提供量 | 量の見込み(人日/年)        | 41, 645  | 40, 875  | 39, 247  | 37, 738  | 36, 524  |
| 実施加 | <b>を設数(か所)</b>     | 5        | 5        | 5        | 5        | 5        |
| (参え | 考)国 WS(人日/年)       | 126, 870 | 124, 509 | 119, 642 | 115, 017 | 111, 355 |

| <幼稚園在園児        | <b>以外&gt;</b> | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
|----------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実績(延べ利用者数)(人   | .日/年)         | 4, 601 | 4, 806 | 4, 981 | 5, 231 | _      |
|                |               | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
| 量見込み(延べ利用者数)   | (人日/年)        | 5, 564 | 5, 408 | 5, 272 | 5, 077 | 4, 892 |
| 提供量の見込み(人日/年   | Ξ)            | 5, 564 | 5, 408 | 5, 272 | 5, 077 | 4, 892 |
| 保育園の一時預かり      |               | 5, 228 | 5, 072 | 4, 936 | 4, 741 | 4, 556 |
| 施設数(か所)        |               | (5)    | (5)    | (5)    | (5)    | (5)    |
| ファミリー・サポー      | ト・センター        | 336    | 336    | 336    | 336    | 336    |
| トワイライト         |               | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 施設数(か所)        |               | (1)    | (1)    | (1)    | (1)    | (1)    |
| (参考)国 WS(人日/年) |               | 8, 292 | 8, 059 | 7, 857 | 7, 567 | 7, 291 |

#### 【一時預かり事業のニーズに対するサービスの提供量と提供体制】

- ○一時預かり事業のうち、幼稚園在園児についてのニーズ量の見込みは、実績に近い数で算出しましたが、このサービス提供量と提供体制は、幼稚園における現状の提供体制を継続することで対応できるものと考えられます。
- ○また、幼稚園在園児以外の一時預かり事業については、ここ数年間は現在よりやや上回る ものの、平成26年度中に開設する予定の新設保育所においても一時保育を実施する計画で あることから、当面の需要に見合う提供量は確保できるものと考えられます。
- ○しかしながら、家庭等で子育てされている子どもも多く(特に0~2歳児)いることから、 保護者の利用希望等について、今後もその把握に努める必要があります。

#### 9延長保育事業

#### 【延長保育事業(時間外保育事業)のニーズ量の見込み】

- ○保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降(本市では概ね 19 時以降)の保育を希望する場合にサービスを提供する事業を延長保育事業とします。
- ○現在、市内の保育所では公立、民間とも 19 時までの延長保育を実施しています。また、民間 2 園で 20 時までの延長保育を実施しています。
- ○国 WS による見込みでは希望者が 2,000 (人/日) 前後になり、実績の 210~227 (人/日) と比べて極端に多い推計値となります。(実績値は 18 時 30 分を超えて利用する人数)
- ○国 WS の算出方法は、ニーズ調査 Q16 の「利用したい定期的な教育・保育サービス」の回答で、何らかの保育サービスを希望する割合を基礎にしていますが、この中には保育所、幼稚園、保育所以外のサービスを同時に希望する人数も多く含まれていることから、結果として、見込み量が大きくなる傾向にあるものと考えられます。また、国 WS の見込み量は実際の保育所利用者数を上回っており、このニーズ量を採用する場合は事業間の整合が図れないことになります。
- ○こうした利用実態を踏まえつつ事業間の整合も図るため、国 WS の推計値は採用せず、ニーズ調査結果を用いながら、保護者の意向を踏まえた独自方法でニーズ見込みを推計します。

#### 【延長保育事業(19時以降)の独自推計方法】

- 〇二一ズ調査において、保育所利用 372 人(認定こども園 1 人含む)のうち、19 時以降の延長保育希望者が 35 人であったことから、その割合を延長保育希望率と仮定(9.4%)します。
- ○実績は19時まで、推計値は19時以降のニーズであることに留意する必要がありますが、 各年度の保育所利用者数見込みに、この延長保育希望率を乗じた人数を、19時以降の延長 保育利用者見込みとします。

|                    | 1      |        |        |        |        |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                    | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
| 保育所利用者(人)          | 1, 758 | 1, 787 | 1, 809 | 1, 797 | 1      |
| 実績(延べ利用者数)(人日/年)   | 210    | 216    | 215    | 227    | ı      |
|                    | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
| 保育所利用者 (推計) (人)    | 1, 970 | 1, 925 | 1, 872 | 1, 824 | 1, 748 |
| 量見込み(延べ利用者数)(人日/年) | 185    | 181    | 176    | 171    | 164    |
| 提供量 (人日/年)         | 185    | 181    | 176    | 171    | 164    |
| 実施施設数(か所)          | 3      | 3      | 3      | 3      | 3      |
| (参考)国 WS(人日/年)     | 2, 149 | 2, 096 | 2, 035 | 1, 960 | 1, 892 |

#### 【延長保育事業(時間外保育事業)に対するサービスの提供量と提供体制】

- ○現在、19 時以降の延長保育を実施しているのは民間保育所 2 園ですが、実際の利用者数は数人にとどまっています。
- ○ニーズ量の見込みは164~185 人/日となっており、急激な利用者増も考えにくいことから、19 時以降の延長保育事業については、利用状況の動向を見ながら検討することとします。
- ○なお、平成 26 年度中に開設する予定の新設保育所においても、19 時以降の延長保育を実施する予定です。

#### ⑩病児保育事業(病児·病後児保育)

#### 【病児保育事業(病児・病後児保育)のニーズ量の見込み】

- ○保育を必要とする乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業として展開しています。現在、本市では病気回復期の保育所在園児を預かる「病後児保育」を1園で実施しています。
- ○国 WS の見込みは、年間 2,000 人日前後と極めて大きな推計となりますが、この見込みには、 病気の状況、費用負担、親族の預かりなど、実際に利用するか(できるか)という点が考 慮されていません。
- ○これまでの利用実績をみると、毎年、幼稚園・保育所利用者数の 2.6~3.3%で推移していますが、サービスの提供量に上限があることや、実施園が 1 園であることなどにより、利用を控えた可能性も考えられます。
- ○現在本市では実施していない「病児保育」も含め、潜在的なニーズは確実に存在すると考えられますが、国 WS、実績ともに十分な根拠にはなりえません。
- ○そのため、当面は実績を用いた独自設定で算出することとしました。

#### 【病児保育事業(病児・病後児保育)の独自推計方法】

○平成22~25年の病後児保育利用のベ日数と保育所・幼稚園在所者(新制度での1~3号認定)数から利用率を算出し、その最大値である3.3%を、各年度の1~3号認定の合計数に乗じて算出します。

|                    | H22 年  | H23 年  | H24 年  | H25 年  | H26 年  |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所・幼稚園在所者(人)      | 3, 248 | 3, 211 | 3, 172 | 3, 164 | -      |
| 実績(延べ利用者数)(人日/年)   | 93     | 91     | 81     | 105    | 1      |
| 利用率(%)             | 2. 9   | 2. 8   | 2. 6   | 3. 3   | 1      |
|                    | H27 年  | H28 年  | H29 年  | H30 年  | H31 年  |
| 1~3号認定者数(推計)(人)    | 3, 377 | 3, 306 | 3, 198 | 3, 099 | 2, 982 |
| 利用率(%)             | 3. 3   | 3. 3   | 3. 3   | 3. 3   | 3. 3   |
| 量見込み(延べ利用者数)(人日/年) | 112    | 110    | 106    | 103    | 99     |
| 提供量 (延べ利用者数)(人日/年) | 112    | 110    | 106    | 103    | 99     |
| 病後児保育              | 112    | 110    | 106    | 103    | 99     |
| 実施施設数(か所)          | (1)    | (1)    | (1)    | (1)    | (1)    |
| ファミリー・サポート・センター    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| (参考)国 WS(人日/年)     | 2, 003 | 1, 953 | 1, 896 | 1, 826 | 1, 764 |

#### 【病児保育事業(病児・病後児保育)に対するサービスの提供量と提供体制】

- ○病児保育事業(病児・病後児保育)のニーズ量の見込みは、ほぼ実績に近い数で算出したため、現状の提供体制を継続することで、当面の需要に見合う提供量は確保できるものと考えますが、今後の利用推移や保護者意向などを把握しながら、必要に応じた対策を検討することとします。
- ○病児保育については、病後児保育以上に医療機関との密接な連携が必要となることから、 診療科目に小児科を有する病院等への働きかけも含めて、今後、検討する必要があります。

#### ①放課後児童健全育成事業(学童クラブ)

#### 【放課後児童健全育成事業(学童クラブ)のニーズ量の見込み】

- ○放課後児童健全育成事業(学童クラブ)事業は、保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。
- ○本市では、すべての小学校において設置していることから、他の事業とは異なり、小学校の通学区に基づき 16 区域を設定し、それぞれの事業単位(クラブ)毎に低学年と高学年でのニーズ量を見込むものとします。
- ○国 WS の見込み量は、5歳児の利用意向で算出していますが、この方法では、全国的に実際よりかなり多い人数が算出される傾向があります。(国の通達による)
- ○そのため、これまでの実績をもとに、今後の利用意向が上昇することを想定した独自の設 定を行うこととします。

#### 【放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の独自推計方法】

○本市の実績では、各クラブ入会率は年々上昇していることから、各年の児童数をベースに、 入会率(各年5月1日時点での学童クラブ入会者数÷学年別児童数で算出)が、毎年前年 比0.5%ずつ上昇すると見込み、各年度の市立小学校の児童数に学童クラブ毎の入会率を 乗じて算出します。

#### 【低学年】

|           |     | 実績    |       |       |       |       |       |       |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |     | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31 年 |
| 喜志学童クラブ   | 必要量 | 65    | 79    | 73    | 63    | 60    | 58    | 64    |
|           | 提供量 | 65    | 79    | 73    | 63    | 60    | 58    | 64    |
| 新堂学童クラブ   | 必要量 | 44    | 56    | 53    | 52    | 48    | 49    | 51    |
|           | 提供量 | 44    | 56    | 53    | 52    | 48    | 49    | 51    |
| 富田林学童クラブ  | 必要量 | 50    | 49    | 43    | 48    | 51    | 51    | 57    |
|           | 提供量 | 50    | 49    | 43    | 48    | 51    | 51    | 57    |
| 川西学童クラブ   | 必要量 | 51    | 54    | 46    | 48    | 46    | 49    | 48    |
|           | 提供量 | 51    | 54    | 46    | 48    | 46    | 49    | 48    |
| 錦郡学童クラブ   | 必要量 | 45    | 43    | 39    | 37    | 34    | 32    | 32    |
|           | 提供量 | 45    | 43    | 39    | 37    | 34    | 32    | 32    |
| 彼方学童クラブ   | 必要量 | 26    | 15    | 14    | 15    | 16    | 14    | 13    |
|           | 提供量 | 26    | 15    | 14    | 15    | 16    | 14    | 13    |
| 大伴学童クラブ   | 必要量 | 35    | 51    | 50    | 48    | 53    | 49    | 45    |
|           | 提供量 | 35    | 51    | 50    | 48    | 53    | 49    | 45    |
| 東条学童クラブ   | 必要量 | 18    | 19    | 16    | 17    | 12    | 12    | 13    |
|           | 提供量 | 18    | 19    | 16    | 17    | 12    | 12    | 13    |
| 高辺台学童クラブ  | 必要量 | 31    | 31    | 31    | 34    | 35    | 39    | 43    |
|           | 提供量 | 31    | 31    | 31    | 34    | 35    | 39    | 43    |
| 久野喜台学童クラブ | 必要量 | 55    | 62    | 61    | 58    | 67    | 80    | 77    |
|           | 提供量 | 55    | 62    | 61    | 58    | 67    | 80    | 77    |
| 寺池台学童クラブ  | 必要量 | 67    | 79    | 77    | 81    | 85    | 93    | 95    |
|           | 提供量 | 67    | 79    | 77    | 81    | 85    | 93    | 95    |
| 伏山台学童クラブ  | 必要量 | 44    | 36    | 32    | 32    | 30    | 31    | 31    |
|           | 提供量 | 44    | 36    | 32    | 32    | 30    | 31    | 31    |

|          |     | 実績    |       | 見込み   |       |       |       |       |  |
|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
|          |     | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31 年 |  |
| 喜志西学童クラブ | 必要量 | 41    | 48    | 50    | 44    | 42    | 38    | 38    |  |
|          | 提供量 | 41    | 48    | 50    | 44    | 42    | 38    | 38    |  |
| 藤沢台学童クラブ | 必要量 | 46    | 53    | 50    | 56    | 59    | 61    | 55    |  |
|          | 提供量 | 46    | 53    | 50    | 56    | 59    | 61    | 55    |  |
| 小金台学童クラブ | 必要量 | 61    | 48    | 46    | 47    | 47    | 50    | 47    |  |
|          | 提供量 | 61    | 48    | 46    | 47    | 47    | 50    | 47    |  |
| 向陽台学童クラブ | 必要量 | 26    | 26    | 27    | 33    | 36    | 34    | 33    |  |
|          | 提供量 | 26    | 26    | 27    | 33    | 36    | 34    | 33    |  |
|          | 必要量 | 705   | 752   | 708   | 713   | 721   | 740   | 742   |  |
| 合計       | 提供量 | 705   | 752   | 708   | 713   | 721   | 740   | 742   |  |
|          | 施設数 | 16    | 16    | 16    | 16    | 16    | 16    | 16    |  |

### 【高学年】

|           |     | 実績    |       | 見込み   |       |       |       |       |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |     | H25 年 | H26 年 | H27 年 | H28 年 | H29 年 | H30 年 | H31 年 |
| 喜志学童クラブ   | 必要量 | 12    | 17    | 16    | 19    | 19    | 18    | 16    |
|           | 提供量 | 12    | 17    | 16    | 19    | 19    | 18    | 16    |
| 新堂学童クラブ   | 必要量 | 12    | 15    | 15    | 16    | 17    | 16    | 17    |
|           | 提供量 | 12    | 15    | 15    | 16    | 17    | 16    | 17    |
| 富田林学童クラブ  | 必要量 | 14    | 18    | 20    | 20    | 16    | 19    | 21    |
|           | 提供量 | 14    | 18    | 20    | 20    | 16    | 19    | 21    |
| 川西学童クラブ   | 必要量 | 12    | 14    | 14    | 12    | 12    | 13    | 14    |
|           | 提供量 | 12    | 14    | 14    | 12    | 12    | 13    | 14    |
| 錦郡学童クラブ   | 必要量 | 19    | 13    | 13    | 12    | 13    | 12    | 12    |
|           | 提供量 | 19    | 13    | 13    | 12    | 13    | 12    | 12    |
| 彼方学童クラブ   | 必要量 | 6     | 5     | 4     | 4     | 4     | 4     | 6     |
|           | 提供量 | 6     | 5     | 4     | 4     | 4     | 4     | 6     |
| 大伴学童クラブ   | 必要量 | 11    | 4     | 4     | 5     | 5     | 6     | 7     |
|           | 提供量 | 11    | 4     | 4     | 5     | 5     | 6     | 7     |
| 東条学童クラブ   | 必要量 | 5     | 8     | 6     | 6     | 6     | 6     | 5     |
|           | 提供量 | 5     | 8     | 6     | 6     | 6     | 6     | 5     |
| 高辺台学童クラブ  | 必要量 | 7     | 6     | 3     | 4     | 4     | 4     | 5     |
|           | 提供量 | 7     | 6     | 3     | 4     | 4     | 4     | 5     |
| 久野喜台学童クラブ | 必要量 | 17    | 21    | 20    | 19    | 23    | 22    | 21    |
|           | 提供量 | 17    | 21    | 20    | 19    | 23    | 22    | 21    |
| 寺池台学童クラブ  | 必要量 | 23    | 8     | 7     | 9     | 11    | 13    | 14    |
|           | 提供量 | 23    | 8     | 7     | 9     | 11    | 13    | 14    |
| 伏山台学童クラブ  | 必要量 | 16    | 18    | 24    | 23    | 27    | 25    | 24    |
|           | 提供量 | 16    | 18    | 24    | 23    | 27    | 25    | 24    |
| 喜志西学童クラブ  | 必要量 | 15    | 17    | 15    | 15    | 17    | 17    | 15    |
|           | 提供量 | 15    | 17    | 15    | 15    | 17    | 17    | 15    |
| 藤沢台学童クラブ  | 必要量 | 16    | 14    | 13    | 12    | 14    | 15    | 16    |
|           | 提供量 | 16    | 14    | 13    | 12    | 14    | 15    | 16    |
| 小金台学童クラブ  | 必要量 | 17    | 20    | 19    | 19    | 20    | 21    | 21    |
|           | 提供量 | 17    | 20    | 19    | 19    | 20    | 21    | 21    |
| 向陽台学童クラブ  | 必要量 | 6     | 6     | 5     | 4     | 5     | 5     | 7     |
|           | 提供量 | 6     | 6     | 5     | 4     | 5     | 5     | 7     |
|           | 必要量 | 208   | 204   | 198   | 199   | 213   | 216   | 221   |
| 合計        | 提供量 | 208   | 204   | 198   | 199   | 213   | 216   | 221   |
|           | 施設数 | 16    | 16    | 16    | 16    | 16    | 16    | 16    |

#### 【放課後児童健全育成事業(学童クラブ)に対するサービスの提供量と提供体制】

- ○学童クラブは学校の余裕教室の活用や、敷地内での施設整備により、すべての小学校に設置しており、特に利用者の多い川西、寺池台、小金台では、それぞれ2クラブに分割しています。
- ○今後も利用が見込まれるクラブについては、市条例に定める設置基準に沿う内容とするために、教育委員会および学校との協議を行い、さらに施設の整備を進める必要があります。
- ○また、放課後の児童の居場所づくりの観点から、放課後子ども教室事業との連携を図る必要があります。

#### (2)実費徴収に係る補足給付を行う事業

○新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定める こととされています。今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必 要に応じて補足給付のあり方を検討します。

#### 13多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や永続性など を主な観点として、事業者と協議を行います。

# 6 子どもに関する専門的な支援の充実

#### ①児童虐待防止対策の充実

#### 【現状と今後のあり方】

- ○児童虐待相談・対応件数は年々増加しており、本市でも子どもの人権を脅かす様々な問題のケース(児童虐待、DV、いじめ、インターネット上のトラブルなど)が報告されています。この状況に対し、「子どもの最善の利益を第一とする(チルドレンズファースト)」という理念に基づき、より一層、子どもの視点に立った対策が求められています。
- ○市町村における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携 や情報の収集、共有が重要です。また、関係機関との連携をより一層強化し、発生予防から 早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への助言・指導及び支援といった各段階での切れ 目のない、総合的な対策を講じていく必要があります。
- ○健康診査未受診児の中には、虐待の可能性がある等の養育支援が必要な家庭が潜在していると考えられるため、大阪府では市町村の統一的な対応を図ることで、虐待リスクの高い家庭への支援を充実するためのガイドラインの策定に取り組んでいます。また、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができる母子生活支援施設等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携も必要です。

#### (1) 児童虐待防止対策の充実

- ○児童虐待防止のため要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携して取り組んでいます。さらに、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、市から積極的に援助を求め、相互に協力し合いながら対応しています。
- ○保育所、幼稚園、つどいの広場、地域子育て支援センター、市立幼児教育センター、小・中 学校等において、保護者との信頼関係を築きつつ、虐待の発生予防、早期発見に努めます。
- ○虐待を早期発見、早期対応するための相談窓口や通報機関などについて、あらゆる機会・媒体を通じて市民全体に向けた広報・啓発活動を行っていきます。また、早期発見には地域や近隣住民からの情報提供も重要なことから、「虐待でなかったらどうしよう」「恨まれたり、責任を問われたらどうしよう」という気持ちから通告を躊躇することがないよう、通告者のプライバシーの保護や匿名での通告も受けていることや通告の方法等を広く啓発していきます。
- ○健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業 や、保育士による3歳未満児や妊婦のいる家庭への全戸訪問事業を通じて、妊娠、出産及び 育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の早期把握に努めています。

#### 【対象事業】

- ·要保護児童対策地域協議会(1)
- ・虐待防止対策の周知(2)
- ・児童虐待防止に関する研修の実施(3)
- ・乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) (4)
- ·養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)(5)
- ・子どもへの暴力防止プログラム~CAP(巡回公民館講座) (6)
- 親支援事業(7)
- ・保育士による訪問事業 (8)

#### (2) 子どもが相談できる体制の充実

- ○児童自身の相談に応じる児童家庭相談体制の充実を図ります。
- ○いじめ、不登校、進学、児童虐待などに関する相談を専門の相談員が受ける「すこやか教育 相談」を実施しています。
- ○地域の民生委員・児童委員が心配事や悩み事の相談にのり、また社会的支援を要する子ども たちを関係機関へ適切につないでいます。

#### 【対象事業】

- ·児童家庭相談(9)
- ・ すこやか教育電話相談 (10)
- ・民生委員・児童委員の活動促進(11)
- 相談窓口の周知(12)

#### ②障がい児施策の充実

#### 【現状と今後のあり方】

- ○本市では、平成20年度から10年間の「第3次富田林市障がい者計画」を策定しており、 障がいのある人もない人も、住み慣れた地域・家庭において自立した生活が送れるよう、 障がい者福祉施策の充実とともに、みんなで支えあう福祉のコミュニティづくりを進めて います。
- ○障がい児等の特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療(育成医療)の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供や、用具等の給付を行うことにより健全な発達を支援しています。また、乳幼児期を含め、早期からの療育相談や教育相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供し、就学前から保護者を含めた関係者が必要な支援等について共通理解を深めることが重要です。
- ○自閉症、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)などの発達障がいに関しては、周囲の家族を含めて社会全体でまだ十分に理解されていないことも多く、子どもと保護者に不安や悩みが蓄積されるケースも懸念されます。
- ○発達障がいを含め、障がいの状態に応じて、子どもの可能性を最大限に伸ばし、社会参加するための力を養成するため、幼稚園・学校教諭や保育士のさらなる専門性の向上を図るために、専門機関とも連携しながら、子ども一人ひとりの希望に応じた支援や援助が必要になります。そのため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携によって、在宅支援や就学支援の取り組みを推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して、障がい児等の特別な支援が必要な子どもとその親・家族に対する支援のさらなる充実に努めます。

#### (1) 障がい児及び家庭への生活支援

- ○経過観察を必要とする乳幼児に医師、心理相談員による乳幼児二次健診を実施しているほか、月1回の個別相談会(子育て相談会)、訪問指導においても随時相談を受けています。
- ○乳幼児に対する母子保健事業や小学校の健康診断を通じて、治療や療育、発達に必要な支援につなげています。また、乳幼児期から成長の過程やこれまでに受けた支援などを記録した「つながるファイル」を使って、保育所や幼稚園等への入所・入園、小学校への入学等、成長の段階に応じて切れ目のない支援を行っています。
- ○幼稚園、保育所、学童クラブにおいて障がい児の受け入れを推進するため、職員の加配などを行っています。

#### 【対象事業】

- ·居宅介護(13)
- ・難病患者等に日常生活用具の給付(14)
- ·市郵送用封筒点字打刻事業 (15)
- ・ライフサポート推進事業 (16)
- ・障がい児保育事業 (17)
- ・学童クラブでの障がいのある児童の受け入れ体制の充実(18)
- 通園施設運営補助(19)
- ・重度心身障がい者等医療費助成(20)
- ・交通等バリアフリー基本構想推進事業 (21)
- ・つながるファイル (22)

#### (2)相談支援体制の充実

- ○平成24年度から、専門医師による発達相談の実施や発達記録の統一化など、関係課が連携して「発達障がい児等支援連絡会議」を設置し、発達障がいのある子どもへの効果的な支援体制を構築するための仕組みづくりを進めています。
- ○平成 26 年度から、臨床心理士を 2 名配置するとともに相談室を設置し、発達相談を随時利用していただけます。

#### 【対象事業】

- 相談支援事業(23)
- ・在宅重度障害者(児)短期入所サービス(24)
- · 乳幼児健診 (25)
  - (乳児一般健康診査)
  - (4か月児健診)
  - (乳児後期健康診査)
  - (1歳7か月児健診)
  - (3歳6か月児健診)
- ・乳幼児訪問指導(26)
- ・子育て相談会(27)
- ・子どもの発達相談(28)
- ・幼児の健全発達支援(チューリップ教室) (29)
- ・富田林市立幼児教育センターによる子育て支援(30)
- ・幼稚園における相談体制 (31)
- ・つどいの広場事業(32)
- ・地域子育て支援センター事業 (33)
- ・富田林市コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業 (34)
- ・利用者支援事業 (35)

#### ③母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

#### 【現状と今後のあり方】

- 〇本市では、富田林市次世代育成支援行動計画の分野別計画である「富田林市ひとり親家庭 自立促進計画」を平成19年3月に策定し、平成25年3月には「第二次富田林市ひとり親 家庭自立促進計画」を策定しました。同計画に基づき、子育で・生活支援策、就業支援策、 養育費の確保、経済的支援という4つを柱として、ひとり親家庭への支援を行っています。
- ○ひとり親家庭は子育て、生計、家事などの役割をひとりで担うため、精神的・身体的な負担が大きく、生計の維持や家庭生活面で苦労するケースがみられます。このような厳しい家庭環境は、子どもの健全な成長・発達に多大な影響を及ぼす可能性があります。
- ○今後も同計画を着実に推進し、それぞれに異なる状況に置かれたひとり親家庭の自立生活と就業への支援を通じて、ひとり親家庭の子どもと子育てを社会全体で支えていくことが必要です。

#### (1) 就業・生活支援の充実

- ○母子・父子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、個々の事情 に応じたきめ細やかな就労支援を行います。
- ○技能習得、資格習得のための機会の充実と、そのための費用負担を軽減するなど、能力開発 に対して支援しています。
- ○母子生活支援施設と連携し、安定した生活を支援します。

#### 【対象事業】

- ・ひとり親家庭相談(ひとり親家庭の自立支援) (36)
- ·母子·父子家庭自立支援教育訓練給付金(37)
- ・母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給(38)
- ・母子生活支援施設への入所(39)

#### (2) 経済的支援の実施

- ○ひとり親家庭等の子どもが病院等で受診したときの費用を一部助成するなど、生活の安定と 児童の健全な育成を図ります。
- ○児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施しています。

#### 【対象事業】

- ・ひとり親家庭医療費助成(40)
- ・児童扶養手当の給付(41)
- ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付(42)

#### 4)仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備

#### 【現状と今後のあり方】

- ○仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) は、教育・保育とともに重要な施策ですが、社会や経済の環境に大きく左右されることもあり、普及が進まない状況です。
- ○ニーズ調査では、父親の育児休業取得割合が母親を大きく下回っていること、育児休業を 取らずに働いた理由に「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにみてもらえるな ど、制度を利用する必要がなかった」を挙げる割合が多いことなど、現実的に"子育ては 母親の役割"となっている実態もうかがえます。
- ○今後は市全体でワーク・ライフ・バランスの普及を積極的に図り、男女がともに仕事と家庭の責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会の形成に向けた啓発・実践が重要です。また、現世代のライフスタイルが次世代を担う子どもたちへのメッセージでもあります。

#### (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

- ○ワーク・ライフ・バランスの促進に向けた講座の開催や、情報提供をはじめとする普及啓発活動を通じて、行政機関はもとより民間企業を含めたすべての事業主および事業者に働きかけます。
- ○就労支援として、就労支援センターでの就労相談、ビジネスマナーやスキルアップのため の各種講座、求人・求職情報フェアの開催などを行っています。

#### 【対象事業】

- ・ワーク・ライフ・バランスの啓発事業(43)
- ·能力開発支援事業(44)
- ・就労相談・就労支援制度の普及啓発(45)
- · 就労支援事業 (46)
- ・求人情報の提供(47)
- 労働相談(48)

#### (2) 男女共同参画に関する意識啓発

○富田林市男女共同参画計画ウィズプランに基づくフォーラムや講座、母子保健事業、公民 館講座を通じて、家庭における男女の役割分担の見直しや子育ての大切さ、楽しさを理解 できるように啓発活動を行っています。

#### 【対象事業】

・男女共同参画推進事業 (49)

(男女共同参画フォーラム)

(啓発リーフレット"びびっど")

(リーダー養成講座)

(活動助成金の支給)

### (男女共同参画センターウィズ管理運営事業)

- · 女性相談事業 (50)
- ・赤ちゃんを迎える教室(51)
- ・家庭教育学級(託児付き)の実施(52)

# 第4章 次世代育成の推進

# 1 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

#### 【現状と今後のあり方】

- ○国が児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)を批准してから20年が経過しましたが、 児童虐待や貧困の連鎖など、子どもの人権を脅かす問題が後を絶ちません。また、平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8月に「子どもの貧困 対策に関する大綱」が示されました。
- ○子どもたちの健やかな成長を保障するためにも、権利の侵害に対する予防や早期発見、早期対応が重要です。そのため、子どもにひとりの人間として自分らしく生きる権利があることについて、市民一人ひとりが理解を深めることのできるよう人権教育およびその啓発に取り組むとともに、子どもが人権侵害を受けた、または受ける恐れがある場合、より適切な対応ができるよう、人権に関する相談体制の構築に努めます。
- ○本市では、子どもの人権を守る社会の形成に向けて、市民や地域への様々な活動を通じた 人権教育や啓発活動、人権擁護委員の協力などによる人権相談および生活相談、保育所の 保育士や学校教職員、その他関係機関職員を対象とした研修による意識向上などに取り組 んでいます。さらに、教職員や関係機関職員等は、子どもの人権を確立していく立場とし ての見識を身につけるため、児童虐待防止やDV(家庭内暴力)に関する研修に取り組み ます。
- ○保育所、幼稚園、つどいの広場、保健センターなど子育てに関連する機関では、子どもや子育てに関するさまざまな相談を受けています。また、学齢期以降の不登校の児童や生徒については、教育委員会に教育相談員、教育カウンセラー、子ども登校支援相談員などを配置し、学校外適応指導教室や学校内カウンセリング、電話相談などを実施し、保護者や児童・生徒からの相談も受けています。その他、子ども家庭センターや警察をはじめ、様々な機関で相談を受けており、機関相互が連携しながら、適切な対応に取り組んでいます。また、各地区の民生委員・児童委員は身近な相談相手として活動しています。
- ○今後も、子どもが主人公(チルドレン・ファースト)の普及をさらに進めるとともに、子どもの人権を侵害する事案の未然防止と早期対応に向けた相談体制および支援体制の充実が必要となります。また、子どもたちの人権に関わる様々な問題を予防し、早期に発見、対応するとともに、万一権利が侵害されたときのケアや回復に向けた取り組みを進めるため、関係機関の連携強化はもとより、市、地域、市民自身がそれぞれにどのような取り組みを充実すべきか、検討していく必要があります。

#### 【対象事業】

- ·要保護児童対策地域協議会(1)
- ・虐待防止対策の周知(2)
- ・児童虐待防止に関する研修の実施(3)
- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) (4)
- ·養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)(5)
- ・子どもへの暴力防止プログラム~CAP(巡回公民館講座) (6)
- ·親支援事業 (7)
- ・子どもの人権を尊重する啓発・相談活動(53)
- DVに対する研修の実施(54)
- ・総合相談事業(人権相談・生活相談) (55)
- ・すこやか教育電話相談(10)
- ・民生委員・児童委員の活動推進(11)
- 相談窓口の周知(12)
- ・不登校児童生徒対策の推進 (56)

# 2 母子の健康と安全の確保

#### 【現状と今後のあり方】

- ○核家族化の進展や地域でのつながりの希薄化、小児科や産科医の減少、雇用形態の多様化 や世帯所得の減少などの要因により、近年は出産に対する不安が高まり、安心して出産・ 子育てしにくい社会情勢が続いています。そのため、安心して出産、子育てをすることが できるとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の推進が求められています。
- ○子育て支援において、周産期と乳幼児期を見守る母子保健事業と小児医療は、保護者の関心が特に高い分野です。出産や育児の不安や悩みをできる限り早期に解消することが、その後の子どもの成長と子育て環境にも大きく影響します。
- ○本市では、母子健康手帳交付時に妊産婦健診の情報提供、妊婦健診や出生後の乳児一般健 診、若年・高年齢初妊婦等のハイリスク妊婦訪問、新生児訪問、各種教室などを通じて、 妊産婦の不安解消と異常の早期発見に努めています。また、乳幼児健診、歯科健診、学校 での健診を実施し、乳幼児から児童生徒まで、疾病の予防や早期発見・早期治療に努めて います。
- ○安心して出産ができるよう産科との連携を深めるとともに、経済的な面においても継続的 な支援が必要です。
- ○育児や子どもへの接し方等について悩みを抱え、育児に不安や負担を感じている保護者に対しては、各種健診での子どもの発育・発達、栄養、歯科保健に関する指導や相談とともに、保健師、栄養士、助産師、心理相談員等がより専門的に対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら支援していきます。

#### ①健やかな妊娠・出産への支援

- ○妊婦一般健康診査のほか、両親教室等を実施していますが、未成年の妊婦率が府内他市町村と比較してやや高いという現状を踏まえ、赤ちゃんを迎える教室では、22歳未満限定の1日コースも実施しています。
- ○不妊治療支援として、府の制度に加えて、市独自の特定不妊治療費助成制度を平成23年8 月から実施しています。
- ○産婦人科医師の不足が社会的な問題となる中、平成24年6月から富田林病院の産科を再開し、新たな試みとして、院内助産システムを導入した「お産センター」を開設しました。
- ○安心して出産ができるよう、出産にかかる費用負担を軽減するため、出産育児一時金を支 給しています。
- ○妊婦や3歳未満の子どもがいる家庭を保育所の保育士が訪問し、出産から育児に関することなど、様々な相談や情報提供をしています。また、保育所見学や行事等への参加なども呼びかけています。

#### 【対象事業】

- · 母子健康手帳交付 (57)
- 妊婦一般健康診查(58)
- ・赤ちゃんを迎える教室(51)
- 新生児訪問 (59)
- ・助産の扶助 (60)
- ・出産育児一時金の支給(61)
- ・保育士による訪問事業(8)
- · 両親教室 (62)
- ·特定不妊治療費助成 (63)

#### ②子どもと母親の健康確保

- ○生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。また、出産医療機関からの情報提供(府:要養育者支援情報提供システム)により、支援が必要な家庭に対して、養育に必要な助言等をしています。
- ○乳幼児定期健診(4か月児、1歳7か月、3歳6か月、乳児一般、乳児後期)の受診率は 平成25年度で88~97%で、府内平均受診率とほぼ同じ割合となっています。
- ○各種予防接種の接種率は平成 25 年度で 91~104%\*ですが、種類によってはやや低いもの もあります。
- ※接種率については、当該年度の標準的な接種時期(年齢)に入院など何らかの理由で接種できなかった人が他年度に接種することもあるため、100%を超えることがあります。

#### 【対象事業】

・乳幼児二次健診 (64)

(約束健診)

(発達相談)

(視聴覚検診)

- ・歯科疾患の予防(65)
  - (2歳6か月児歯科健診)
  - (1歳8か月児歯科フォロー教室)
  - (2歳7か月児歯科フォロー教室)
- 予防接種の実施(66)
- ・子ども医療費助成 (67)
- ・かかりつけ医制度 (68)

# ③食育の推進

- ○育児教室(ぴよぴよクラス、すくすくクラス)において、離乳食講習会や調理実習、食に関する指導を実施しています。
- ○学校給食は、府内市町村に先駆け中学校給食を導入し、平成23年2月からは全中学校で 給食を実施しています。これにより、本市ではすべての市立小・中学校で給食を実施して います(中学校は希望選択制)。学校では、給食を生きた教材として、食に関する指導に つなげています。

## 【対象事業】

· 育児教室 (69)

(ぴよぴよクラス)

(すくすくクラス)

- ·食育啓発事業 (70)
- 小中学校給食実施運営 (71)

# 4 小児医療の充実

- ○小児科(中学生まで)の休日急病診療は、日曜日・祝日・年末年始に富田林病院において 開設しています。さらに、府と連携して二次救急医療(入院、手術)体制を構築していま す。
- ○小児救急医療は、医師会などの協力を得ながら、南河内南部広域小児急病診療体制を構築 しています。毎日、午後8時~翌朝8時まで、小児科(中学生まで)の救急医療も対応し ています。

#### 【対象事業】

- · 小児救急 (72)
- ·二次救急医療(73)
- · 小児救急医療事業 (74)

## 5乳幼児期の事故防止

- ○4 か月児健診や育児教室(すくすくクラスなど)で、事故予防教育を実施しています。
- ○子どもの年齢別における発生しやすい事故内容と予防対策をまとめたチラシを配布した り、応急手当の救命講座を開催したりしています。

- · 事故予防教育 (75)
- ・応急手当の普及啓発事業 (76)

# 3 心豊かな子どもを育てる教育環境の充実

#### 【現状と今後のあり方】

- ○子どもが生まれながらにして持つ力を生かして、日々成長していくためには、自ら学ぶ意欲 や自ら課題を見つけ、主体的に判断して行動していく能力の習得が必要です。そのためには、 家庭、教育・保育施設、地域社会が互いに連携して取り組むことが重要となります。
- ○近年、「小1プロブレム」「中一ギャップ」といった、児童、生徒の問題行動を耳にすることが増えています。子どもの学習意欲を高めるとともに、基礎的な社会性を身につけられるよう、まだ未成熟な子どもに対する学校教育、保育はもとより、家庭教育や生涯学習を通して、親子の触れ合いや子どもたちがともに遊んだり、学んだりする機会を提供します。
- ○豊かな人間性や社会性を育むため、実体験を通して実際の生活や社会のあり方を学ぶなど、体験的な教育活動の充実を図るとともに、国際化社会に対応する感覚を身につけるため、 学校園において英語や多文化に親しむ教育を進めていきます。
- ○児童一人ひとりに応じたきめ細かな教育を進めます。また、特別支援教育においては、コーディネーターを中心に、医療や福祉等関係機関と連携しながら適切な支援を行います。

# ①幼児・児童教育の充実

- ○学校教育はもとより生涯学習を通して、次世代を担う子どもの「社会を生き抜く力」を養成することは、本市の目指すところであり、国の目標でもあります。そのため、家庭での教育を基盤とし、学校や地域が協力し、社会全体で子どもの成長を見守る環境が大切です。
- ○本市では、乳幼児期から本に親しみ豊かな心を育むことができるよう、図書館のブックスタート、おはなし会など、各世代に適した事業やサービスにより、乳幼児と保護者の"ふれあい"に力を入れています。
- ○保育所や幼稚園等では、幼児期からの生活や発達、学びの連続性を踏まえて小学校との円 滑な接続が進むよう、子ども同士の交流のほか、先生同士も学び合う機会を設けて連携を 図っています。

- ・ブックスタート事業 (77)
- ・おはなし会等児童向け行事(78)
- ・幼稚園・保育所・学校等との連携事業 (79)
- ・自動車文庫事業 (80)
- ・特別支援教育(81)
- ・生徒指導の充実(82)
- ・キャリア教育 (83)
- ・児童の図書館体験講座(84)

# ②放課後対策、青少年期の健全育成

- ○団体や地域において、スポーツ、芸術文化、地域行事、青少年活動などの分野での活動が 活発に行われています。そのような活動を通じて、地域の子どもを地域で育てる環境が育 ってきています。
- ○公民館や児童館などにおいて、スタッフやボランティアを中心に、スポーツや芸術文化などさまざまな活動や事業を企画・実施しています。
- ○各小学校では、放課後に子どもたちが安全に遊べる環境を提供するため、放課後子ども教室を開催しています。また、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童を対象として、学童クラブ(放課後児童健全育成事業)を開設しています。
- ○学校・家庭・地域が協働する各中学校単位の「すこやかネット」を核とした教育コミュニティを基盤に、教育力の向上、開かれた学校づくり、青少年の健全育成の充実を図ります。

- ・放課後子ども教室推進事業 (85)
- ・多文化理解・英語教育の充実 (86)
- 姉妹都市等友好事業 (86)
- ・子ども対象講座の実施(87)
- ・子ども対象の人形劇の実施(88)
- ・ジュニアリーダー養成事業 (89)
- ・ジュニア・スポーツリーダー・セミナー (90)
- ・中学生の乳幼児ふれあい体験の充実(91)
- ・地域教育協議会の推進(すこやかネット)(92)
- ・青少年指導員への事業委託 (93)
- ・小6・中3における少人数学級編制や少人数授業(94)
- ・小学生育成事業 (95)
- 親子ふれあい事業 (96)
- ·自主活動支援事業(97)
- ・児童館施設の利用促進 (98)
- ・青少年センター施設の利用促進(99)
- ・幼稚園における世代間交流の推進(100)
- ・保育所における地域活動事業(101)
- ・市こども会育成連絡協議会活動助成(102)
- ・幼児教室、親子・児童体操教室(103)
- ・ライフ・チャレンジ・ザ・ウォーク (104)

- ・富田林市民マラソン大会 (105)
- ・富田林市民スポーツ・レクリエーション祭 (106)
- · 富田林市民体育大会(107)

# 4 子ども・子育て支援を支える体制の強化

#### 【現状と今後のあり方】

- ○近年、少子化と核家族化がますます進展する状況において、子育てしやすい環境づくりを 地域全体で推進することは極めて重要な分野です。また、子育てに関する様々な問題に対 し、関係機関同士の連携がより一層求められています。
- ○ニーズ調査では、気軽に相談できる人や相談できる場所や相手がある(いる)割合は95%以上、ない(いない)割合は全体の3~4%です。しかしながら、少子化や地域でのつながりの希薄化に伴い、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、誰にも相談せずに孤立するケースが増えることも懸念されています。
- ○家庭内や地域での孤立化、密室での子育てを防ぐため、気軽に集い相談・交流ができる仲間づくり等を目的につどいの広場、地域子育て支援センター、市立幼児教育センター、親子教室、児童館における活動等を通じて、子育て交流の場を提供しています。また、保育所や幼稚園での園庭開放等を通じて、親子同士の触れ合いや地域との交流を図っています。さらに、子育て支援事業を協働で展開していくため、関係機関による「子育て支援ネットワーク」を設置し、情報の共有や地域の課題解決に向け取り組んでいます。
- ○次世代を担う子どもたちに対して、家庭はもとより社会全体で子育てをするとういう観点から、子育てに関する保護者の経済的負担の軽減が求められています。本市の子育て支援は、子ども医療費助成を中学生まで対象にするなど、府内でも高い水準にありますが、今後も引き続き経済的支援とその充実に努めます。また、経済的理由により就学困難な生徒・学生に対し、教育を受ける権利を保障するために奨学金制度の活用等の支援を行います。
- ○これらの施策を有効に活用していただくためにも、情報提供の推進が重要です。そのため、 子育てに関する最新情報、子育てと仕事の両立や保護者の育児不安・いらだち等の解消に 役立つ情報等を多様な媒体、イベント、講座などを通じて、積極的な情報提供を行います。

#### ①情報の提供

- ○情報を網羅した子育てガイドやこども情報紙の発行、最新情報をタイムリーに伝えるとんだばやしメールの配信、出前講座での周知などを行っています。
- ○妊婦や3歳未満の子どもがいる家庭を保育所の保育士が訪問し、子育てに関する様々な情報を提供しています。
- ○保健センターや児童館などでの情報の掲示、受診率が約90%に上る健診時を活用しなが ら保護者に情報が確実に届くよう努めています。また、子どもが集う場所や地域に密着し た商業施設への情報の掲示等も実施していきます。

#### 【対象事業】

- ・子育てガイドの作成(108)
- ・こども情報紙の発行(109)
- ・広報紙やインターネットによる情報の提供(関係各課)(110)
- ・とんだばやしメール (111)
- ・出前講座の実施(112)
- ・求人情報の提供(47)
- ・保育士による訪問事業(8)

# ②子育でに関する相談体制

- ○保健センターでの相談、母子保健事業に基づく訪問はもとより、市立も民間も含めた保育 所、幼稚園、小学校、つどいの広場、地域子育て支援センター、市立幼児教育センターに おいて、随時、相談を受けています。また、府、医師会、警察など関係機関との連携によ る専門的な相談体制を整えています。
- ○民生委員・児童委員や、平成 25 年度より配置した 3 圏域 6 名の富田林市コミュニティ・ ソーシャル・ワーカー (CSW) が、地域における子育てに関する相談に応じるとともに、 きめ細かな対応のできる体制の強化を図っています。
- ○こども未来室を児童相談窓口として、虐待等を受けた児童の保護や支援を必要とする子ど もに関する相談をはじめ、様々な子育ての相談に応じています。
- ○各機関の相談窓口の連携を図るとともに、その周知に努めます。

- ・つどいの広場 (32)
- ・地域子育て支援センター事業(113)
- ·家庭支援推進保育(所)事業(114)
- ・子育て支援保育士事業 (115)
- ・子ども家庭サポーター活動支援(116)
- ・ファミリー・サポート・センター事業 (117)
- ・親子広場 (118)
- ・子育てサークルの活動支援事業(119)
- ・未就園児とその保護者に対する支援活動の充実(市立幼稚園)(120)
- ・未就園児とその保護者に対する支援活動の充実(私立幼稚園)(121)
- ・「親と子の育ちの場」の提供(122)
- ・幼児教育センター(123)
- ・富田林市コミュニティ・ソーシャル・ワーカー (124)

# ③外国人家庭等への支援

- ○平成21年に策定した多文化共生推進指針に基づき、国籍、民族、文化の違いを理解した うえで、外国人市民と行政、地域の円滑なコミュニケーションを図ります。
- ○日本語を母語としない児童・生徒に対して、小・中学校に通訳を配置するとともに、多言 語進路ガイダンスを実施し、学校生活を支援しています。また、外国語版の市役所窓口案 内やお役立ちガイドを作成するとともに、パンフレットや看板の外国語併記にも取り組ん でいます。
- (特非) とんだばやし国際交流協会において、日本語よみかき教室や外国語教室、外国語 による相談を行っています。

# 【対象事業】

- ・日本語指導員の配置(125)
- ・帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業 (126)
- ・多言語進路ガイダンス (127)

# 4 経済的な負担の軽減

- ○国の各種手当(児童手当、児童扶養手当等)、助成制度をそれぞれの家庭の実情に応じて、 適切な給付に努めています。また、市独自の支援として、子ども医療費助成の支給対象年 齢を中学生まで拡大しています。
- ○妊婦健康診査の助成や出産育児一時金の支給、ひとり親や障がい児への各種給付金の支給 など、出産前から育児、就園、就学に至るまで幅広く連続した支援を行います。

- ・児童手当の給付(128)
- ・①就園奨励費の支給 ②富田林市私立幼稚園園児補助金の支給(129)
- 就学援助費の支給(130)
- ・富田林市障害者(児)給付金(131)
- ・障害児福祉手当(132)
- ・特別児童扶養手当の給付(133)
- ・富田林市重度障害者タクシー料金補助 (134)
- ・住宅改造補助事業(135)
- ・重度障害児(者)介護手当の支給(136)
- ・難病患者に見舞金の支給(137)
- ・在宅の障害者に授産施設通所交通費の助成(138)

- ・大阪府心身障害者扶養共済制度(139)
- ・出産育児一時金の支給 (61)
- ・子ども医療費助成 (67)

# 5子育て支援のネットワーク

- ○子育て支援サービスが身近で利用しやすいものとなるよう、子育て支援のネットワークを 強化し、情報共有などを通じて、それぞれの機関が効果的なサービスを提供できるよう取 り組みます。
- ○本市では、子育てに関する様々な問題に対し、それぞれの目的に応じた組織が設置されています。(平成 26 年 4 月現在。子育て支援ネットワーク、乳幼児連絡調整会議、幼稚園協議会、市 P T A連絡協議会、富田林市 D V 対策連絡会議、市こども会育成連絡協議会、地域コーディネーター連絡会、要保護児童対策地域協議会)

- ・地域で子どもを育てるネットワークの構築(140)
- ・市 PTA 連絡協議会活動助成(141)
- PTA教室開催補助 (142)
- ・富田林市 DV 対策連絡会議の設置 (143)
- ・地域コーディネーター連絡会(144)
- ・児童サービス事業 (子育て支援と子ども読書推進事業) (145)
- ・ボランティア育成事業(146)
- ・市民公益活動団体・地縁団体への支援(147)
- · 地域活動事業 (148)
- ・子育てサロン (149)
- ・乳幼児クラブ事業 (150)
- ・子育て支援ネットワーク (152)

# 5 子どもに安全で安心なまちづくりの推進

# 【現状と今後のあり方】

- ○近年、子どもが犠牲になる凶悪な事件が数多く報道されています。また、交通安全に関しても飲酒運転や暴走等による被害が後を絶たない状況にあります。子どもたちを犯罪や交通事故から守ることは大人の責務です。
- ○本市では、安全確保のための啓発活動や青色回点灯パトロールカーの運行事業を実施するとともに、地域や保育所、幼稚園、小・中学校等での防犯教室や交通安全教室の開催を推進しています。また、子どもの安全を守るためには行政機関による安全確保に向けた取り組みはもとより、地域防犯力の向上が欠かせません。そのため、地域コミュニティの推進と小学校区ごとに実施されている見守り活動をはじめとした自発的な地域活動の支援に努めます。

# ①快適な生活環境の確保

- ○市内道路や公共施設のバリアフリー化、歩道の整備・改修、交通安全施設の設置などを計画的に進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ○外出先でも授乳やおむつ交換等ができるよう、市の公共施設に「ベビー休憩室」を設置するなど、子育てバリアフリーを推進します。
- ○公園や児童遊園の整備、遊具の安全点検など、子どもが安全に安心して遊ぶことができるよう、維持管理および充実に努めます。

- ·公園整備事業 (153)
- ·児童遊園新設事業(154)
- · 公園管理事業 (155)
- ・校体育施設の開放 (スポーツ振興課) (156)
- ・学校体育施設の開放(教育総務課)(157)
- ・道路のバリアフリー化の推進(158)
- ・教育施設の整備充実(159)

#### ②安全・安心なまちづくりの推進

- ○各学校や保育所等において、防災・防犯のための安全マニュアル等を策定し、定期的に見直しを行うとともに、その実効性を確かなものにするため、定期的な防災・防犯訓練を実施しています。また、「学校園安全確保の日」を定めて全市的な防犯訓練を行っています。
- ○市役所に青色回転灯パトロールカーを配備し、毎日、登下校時間に合わせた見回りを行っています。
- ○通学時の安全対策の一環として、学校を通じて市立小学校の新1年生に防犯ブザーを配付 しています。また、地域においては、小学校区ごとに「子ども安全見守り隊」を結成され、 登下校時の見守り活動が行われています。
- ○子どもに対する声かけ事案やひったくり、路上強盗等の犯罪発生情報や、その被害を防止するための防犯対策情報をメールでリアルタイムにお知らせする「安まちメール(大阪府警)」の普及・啓発に努めます。

- ・学校園の安全確保(防犯訓練)(160)
- · 防犯教室(161)
- ・交通安全教室の開催(162)
- ・青色回転灯パトロールカー運行及び補助事業(163)
- ・大阪府警による「安まちメール」の普及啓発 (164)
- ・防犯ブザーの配布 (165)
- 防犯灯補助事業 (166)

# 第5章 計画の推進

# 1 計画の推進体制

# 【庁内体制の整備】

○本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、総合的・横断的な 取り組みを積極的に進めます。

# 【市民との協働の推進】

- ○社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、企業、関係団体等が本計画 の基本理念を共有して、子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って取り組める よう、計画内容の広報・啓発に努めます。
- ○子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、教育・保育・福祉・保健・ 医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りな がら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

# 2 計画の点検・評価・改善

## 【子ども・子育て会議の運営】

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検します。また、子ども・子育て会議において計画の点検・評価を行い、施策の効果的な展開を図ります。

#### 【計画の公表、市民意見の反映】

○市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図るとともに、機会をとらえて市民意見を把握し、市民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。